

論文(Article)

法廷に立てなかつたアマミノクロウサギ

一世にも不思議な奄美「自然の権利」訴訟が
問い合わせたもの—

Can Amami's Black Rabbit Stand in the Court? —What Are the Issues that Mysterious Amami Lawsuit Has Raised as Puzzle Rings?—

関根 孝道

Takamichi Sekine

The Amami lawsuit for “the rights of nature” was filed in 1995 at Kagoshima District Court. Since Amami's black rabbit population and other 3 birds' species were named as co-plaintiffs together with humanbeings, the case was so well-publicized that the notion of rights of nature has come to attract a wide range of public attention. In societies where the proposition that nature should have its own rights is often seriously advocated, co-existence between humanbeings and nature is more vigorously sought for the sake of nature. Although the part of complaint in which the animals' species are designated as co-plaintiffs was ordered to delete and the case itself was dismissed for the lack of standing, the court decision implied the defect of the modern civil law's dichotomy that only humanbeings were allowed to enjoy the status of right-holders. Also the court shared the view that such a legal system as enabled those who were acquainted with the nature and motivated for its protection to file a lawsuit for the environment need to be contemplated given the seriousness of environmental destruction in this century. This article points out the court decision's significance together with its limitations as well. First, the case's factual settings are introduced and analyzed. Secondly, the plaintiff's assertions are examined according to the decision's summary of assertions in contrast with the complaint and other legal briefs submitted. Then the court's judgement are explained and commented with the emphasis on environmental standing issues. Finally, this article raises the queries with regard to the right of nature and pinpoints the unsolved legal issues that the decision left for us as a homework.

キーワード：アマミノクロウサギ、奄美「自然の権利」訴訟、環境原告適格、自然享有権、林地開発許可、森林法

Key Words : Amami's Black Rabbit, Amami Lawsuit for “the Rights of Nature”, Environmental Standing, Environmental Right to Enjoy Nature, Forest Land Development Permit, Forest Law

目 次

第1 はじめに.....	120
第2 奄美「自然の権利」訴訟をめぐる事実関係.....	121
1 ゴルフ場建設.....	122
1.1 住用村におけるゴルフ場について	122
1.2 龍郷町におけるゴルフ場について	123

2	原告らについて	124
2.1	団体原告—環境ネットワーク奄美 X6	124
2.2	個人原告	125
2.2.1	奄美在住の住民	125
(1)	原告アマミヤマシギこと X1	125
(2)	原告ルリカケスこと X2	126
(3)	原告オオトラツグミこと X3	126
(4)	原告アマミノクロウサギこと X4	127
(5)	X5について	128
2.2.2	奄美非在住の支援者	128
第 3	なにが争われたか	128
1	違法事由について	128
1.1	森林法10条の2第2項1号、1号の2違反	129
1.2	森林法10条の2第2項3号違反	129
1.2.1	文化財保護法80条1項違反の違法	129
1.2.2	種の保存法9条違反の違法	129
2	原告適格について	130
2.1	第一審判決の主張整理	130
2.2	原告らの主張	131
2.2.1	人格的利益の侵害と原告適格	131
2.2.2	身体的利益(生命・身体の安全)と原告適格	132
2.2.3	水利権	133
3	自然の権利	133
3.1	第一審判決による主張整理と理解のしかた	133
3.2	原告らの自然の権利の主張内容	134
3.3	まとめ	136
第 4	いかなる判断がなされたか	139
1	「法律上の利益を有する者」の意義	139
2	林地開発許可と原告適格	140
2.1	森林法10条の2第2項3号について	140
2.1.1	同号の趣旨	140
①	自然環境の保全に関連する国際法規範	141
②	自然環境の保全に関する関連国内法	141
③	森林法における関係規定	141
④	林地開発行為許可処分にかかる行政通達等	141
2.1.2	同号の保護法益	141
2.1.3	自然の権利と自然享有権	142
(1)	自然物の価値と人間の自然保護義務	142
(2)	自然享有権の権利性と自然の権利との関係	143
2.2	森林法10条の2第2項1号、1号の2について	144
3	Xらの原告適格について	145
3.1	森林法10条の2第2項3号とXらの原告適格	145
3.2	森林法10条の2第2項1号、1号の2とXらの原告適格	145
3.3	X6の団体原告適格	146
3.4	結論	146
第 5	検証 「奄美『自然の権利』訴訟」	146

T. Sekine, Can Amami's Black Rabbit Stand in the Court?

1 訴訟の経緯と特徴—動物原告表示を中心に.....	146
2 自然の権利訴訟の考え方た.....	149
2.1 ストーンの自然の権利論.....	149
2.2 自然の権利訴訟の形式.....	150
2.3 いくつかの論点について.....	151
第6 本判決が問い合わせたもの—結びにかえて.....	153
1 自然の権利とは何だったのか.....	153
2 近代市民法への疑問符.....	155
3 残された課題.....	156
謝辞	156

第1 はじめに

いわゆる奄美「自然の権利」訴訟は、1995年、鹿児島地方裁判所に提起された¹。

この事件は日本における自然の権利訴訟の第1号として注目された。世間の関心を引いた最大の理由は、アマミノクロウサギ外3名(羽?)の動物たちが、原告として名を連ねていたことによる²。この支離滅裂ともいえる訴訟戦術は、メディアワークとしても、非常に成功したものであった³。この事件が笑い話で終わらなかったのは、訴訟において自然の権利の考え方たが主張され、徹底

した法廷論争が真摯に展開されたからであろう⁴。この訴訟が投げかけた波紋は大きかった。その後、いくつもの自然の権利訴訟が雨後の竹の子のごとく現れたが、奄美「自然の権利」訴訟はその理論的な拠り所とされた。その意味で日本の自然の権利訴訟の原点ともいえる。

この訴訟自体は原告適格の欠如を理由に却下されたが、争点となった二つのゴルフ場開発は阻止できたので⁵、訴訟本来の目的を達成することができた。上記のように、自然の権利訴訟の火付け役ともなって、同じような訴訟は燎原の火のように全国に広がっていった⁶。いまでは、自然の権

1 鹿児島地方裁判所平成7年(行ウ)第1号行政処分無効確認及び取消請求事件(以下、適宜、「本訴訟」「奄美「自然の権利」訴訟」「本判決」「第一審判決」などという)。同事件は、公式判例集未登載であるが、判決文の「主文」と「理由」の部分は久留米大学法学第42号に、判決文の「事実」のうち、「第一 請求(原告ら)」「第二 事案の概要」「第三 本案前の申立て(被告)」の部分も同第42号に、「第四 本案前の当事者の主張及び原告の本案主張」の部分の一部は同第43号および第44号に収録されている。

2 アマミノクロウサギ以外の動物原告は、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、ルリカケスの3羽の鳥たちであった。これらの動物たちの詳細は、その法的保護の状況をふくめ、後述する。

3 本事件はマスコミによって大々的にとりあげられた。事件報道は提訴から終結まで途切れることができなかっただし、各種の新聞や雑誌は特集記事を組んだりもした。その結果、本事件はひろく世間にアピールされたり、奄美の自然の価値は全国的に知れわたった。おそらく、自然保護関係の訴訟としてはメディアワークがもっとも奏功した事例の一つといえよう。おもに地方紙を中心とした本事件関連の新聞記事については、自然の権利セミナー報告書作成委員会編「報告 日本における[自然の権利]第1集」山洋社(1997。以下「自然の権利第1集」という)288~292頁に、詳細な一覧表がある。特集記事を一つだけ紹介すれば、佐久間淳子「原告となったアマミノクロウサギ 奄美大島のゴルフ場開発をめぐる「自然の権利」訴訟」科学朝日1995年9月号(自然の権利第1集51頁以下に所収)が、有益である。本事件を素材に、その理論的側面を中心に論じたものとして、山村恒年・閔根孝道編「自然の権利」(以下「自然の権利」という)信山社(1996)、山田隆夫「奄美自然の権利訴訟の提起するもの—環境法の今日的課題」自由と正義1998年10月号。

4 この点は訴訟の機能とも関係する。「訴訟」とは何かについては、各国の司法制度のちがいを反映して、その内容は一義的ではない。大きな括りとしては、各人の支配に属する個人的利益—とくに財産的利益—の救済に主眼をおいた主觀訴訟と、客観的な法秩序の維持を重視する客觀訴訟とが区別される。日本の制度は、米国な司法概念を前提に、主觀訴訟を原則的な訴訟形態とし、客觀訴訟は、法がとくにみとめる場合にその限度において、例外的に許容されるだけである(行政事件訴訟法42条)。このような仕組みのもとでは、たとえば、自然保護のように、個人化された財産的利益とは構成にくい環境的利益が問題となる場合には、訴訟—ここでは、原則的な訴訟形態である主觀訴訟—による自然保護は困難をきわめる。自然保護は、その性質上、客觀的訴訟になじむのであるが、現行法は自然保護のためにそのような訴訟をみとめていない。それゆえ、自然保護訴訟も、自然からの利益が個人に帰属するとみて、その帰属主体である個人が自己に帰属する利益の保護をもとめて提訴するというように、主觀訴訟的に構成することになる。このような法律構成によらざるをえないのは、人間=権利の主体、自然=権利の客体とみる近代市民法の二分論が前提としてあって、これに縛られているからである。このような二分論は、宗教的にはキリスト教の、哲学的にはデカルト的な自然観との関係性が指摘できるであろう。このような考え方たがに論争を挑んだのが奄美「自然の権利」訴訟であった。原告の思いとしては、自然それ自体の権利主体性—訴訟法的には当事者適格性—や、自然との関わりをもつ者の環境原告適格を確立することが目ざされた。一方、法廷は、自然保護を考えるフォーラムであり、真摯な討論の場として位置づけられ、要件事実的な審理から踏みだすことが求められた。そこでは、対立当事者間の私的な利益の帰属や調整が問われたのではなく、奄美的貴重な自然をいかに次世代に伝えていくかという問題意識がつねにあった。このようなことは、本来、開発が実施される以前の段階で解決されるべき問題だが、日本の開発法制の欠陥はそのような仕組みを欠落していることである。いまだに、日本の開発法制は開発優先主義、行政独善主義などの不合理な意思決定の温床となっていて、旧態依然たる思考パターンから脱却できないでいる。奄美「自然の権利」訴訟は、法廷というフォーラムにおいて、法律的には、林地開発許可の違法性いかんという枠組によって掣肘されながらも、関係者が今いちど開発の原点にたち返り、奄美的将来を真剣に考える討論の場にしようとするものであった。奄美「自然の権利」訴訟では、このような文脈のなかで、自然の権利論が展開されたのであった。

5 ゴルフ場開発が阻止されたことは、開発業者にとっても、必ずしもマイナスではなかったと思われる。バブル経済を前提とした開発計画—とくに遠隔のリゾート地におけるゴルフ場建設—が実施された場合、その後のバブル崩壊による破綻もありえたからである。このことは、開発に反対する者の声の重要性を示すとともに、開発者の眞のご意見番はだれかを教えるであろう。ゴルフ場問題一般につき、山田国広「ゴルフ場亡國論(新装版)」藤原書店(2003)。なお、ゴルフ場建設の悲惨な結果につき、松井覺進「ゴルフ場廃残記」藤原書店(2003)によると、90年代に600以上開業したゴルフ場が2002年度は100件破綻し、負債総額は2兆円を突破し、いまや外資系ハゲタカファンドの餌食になって、買いつかれているという。

6 全国各地で提起された自然の権利訴訟につき、自然の権利セミナー報告書作成委員会編「報告 日本における[自然の権利]第2集」山洋社(2004。以下「自然の権利第2集」という)に詳しい。同書は、奄美「自然の権利」訴訟につづく同種の訴訟として、以下のものを紹介している(括弧内は提訴・申立の年月日である)。①オオヒシケイ「自然の権利」訴訟(1995)、②諫早湾「自然の権利」訴訟(1996)・同第二陣訴訟(2000)、③生田緑地・里山「自然の権利」訴訟(1997)、④蘆前「自然の権利」訴訟(1998)、⑤高尾山天狗裁判(2000)、⑥ボーラ箱根美術館工事中止等公害調停請求事件(2000)、⑦馬毛島「自然の権利」訴訟(2002)、⑧インドネシア・コトパンジャン・ダム訴訟(2002)・同追加提訴(2003)、⑨奄美ウミガメ「自然の権利」訴訟(2003)、⑩沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟(2003)、⑪沖縄ノグチゲラ「自然の権利」訴訟(2003)、⑫名水真姿の池湧水と歴史的環境を守る訴訟(2004)。このうち、⑧の事件は、ODAによるダム建設のために移住を余儀なくされたインドネシア住民らが日本政府らを相手に損害賠償をもとめ日本で提訴したもの、⑩の事件は、日米の環境NGOらが米国の国家歴史保存法を根拠に米国で提訴したもの、⑪の事件は、米国NGOが米国の種の保存法を根拠に米国で提訴したもので、国際環境事件としても重要なものである。⑩の事件につき、米国法の域外適用を中心としたものとして、閔根孝道「沖縄ジュゴンと環境正義—辺野古海上ヘリ基地問題と米国環境法の域外適用について」総合政策研究16号、参照。

利ということばも社会的に認知されるなったし⁷、基本的人権や適正手続といった法概念がはたす機能と同じく、自然保護上も、重要な機能を営むようになったと思われる。まさしく、クリストファー・ストーンのいうように、「自然が権利をもつ」ということが真剣に語られる社会は、人間の行為の理非がたえず自然の側から問うる社会であって、そうでない社会に比べてより人間と自然の共存が指向された社会でありうる⁸。

以下では、奄美「自然の権利」訴訟をとりあげ、その第一審判決を中心に論じていく⁹。

はじめに、事件の概要を紹介し、事実関係を検証していく。本稿の「第2 奄美『自然の権利』訴訟をめぐる事実関係」と「第3 なにが争われたか」の部分が、大体、これに当たる。

従来の判例解説のたぐいは、事実関係の分析が必ずしも十分ではなかったし、さしたる関心も払われていなかつた。本稿はこの部分に力を入れている¹⁰。当事者の主張立証から離れその事実関係にも関心を払わないで、判決の結論部分を抽象化して学説的に支持できるかどうか論じても、判例から学ぶことは少ない。本稿では、判例の主張整理のしかたに問題はないか、当事者の主張にまで遡って検討している。

ついで、訴訟上の各論点について、第一審判決

の示した判断を紹介していく。本稿中の「第4 いかなる判断がなされたか」の部分である。ここでも、第一審判決の判断と当事者の主張がかみ合っているか、両者の対応関係が意識されている。単に判例の字面を追うのではなく、当事者の主張にたいする裁判所の判断が浮き彫りになるように、配慮したつもりである。多少の補足的な説明も加えたので次の章への接ぎ木ともなっている。

本稿の「第5 検証『奄美『自然の権利』訴訟』」の部分は、第一審判決の問題点と評価すべき点を、判決評論的に解説している。とくに、第一審判決が自然の権利について判示した部分に焦点をあて、今後の自然の権利訴訟の課題を考えていきたい。

最終章は、「第6 本判決が問いかけたもの—結びにかけて」と題されているが、この部分は、奄美「自然の権利」訴訟が問いかけ、われわれに残した宿題でもある。

第2 奄美「自然の権利」訴訟をめぐる 事実関係¹¹

本件訴訟の舞台は奄美大島である。同島は豊かな自然生態系に恵まれ、生物多様性の宝庫もある。自然の権利訴訟の第一号が同島で提起されたのも偶然ではなかった。その自然環境を知ること

7 たとえば、自然の権利という用語や本訴訟の事例は、社会科や公民用教科書の副読本などにも紹介されるようになった。

8 Christopher D. Stone, "Should Trees Have Standing: TOWARD LEGAL RIGHTS FOR NATURAL OBJECTS" (以下、「ストーン論文」という), WILLIAM KAUFMANN, INC., 1974, p40-42. ストーンは、たとえば、法の「適正手続」(due process)という法概念をもつ社会は、正義衡平という観点から権力行使の正当性を絶えず検証できる社会であって、そうでない社会に比べて、より人権保障の図られた社会であるといい、自然の権利ということが語られる社会は、より自然の保護を実現しうる社会であって、自然の権利という法概念のもつ機能的な有用性を説いている。なお、ストーンは、その後、"SHOULD TREES HAVE STANDING? REVISED: HOW FAR WILL LAW AND MORALS REACH? A PLURALIST PERSPECTIVE", SOUTHERN CALIFORNIA LAW REVIEW Vol.59, Nov.1985 No.1を発表し、かれ自身が提起した自然の権利論を発展させてはいるが、論旨はやや技巧的な感じをうける。

9 筆者は奄美「自然の権利」訴訟の代理人もつとめた。このことをお断りしておく。それゆえ、以下の記述には、訴訟代理人としての主張部分もふくまれると思われる所以、そのぶん割り引いて読んでいただきたい。なお、本稿の奄美判決を紹介した部分は、筆者による判例解説、別冊ジュリスト171号環境法判例百選「73 アマミノクロウサギ処分取消請求事件」172以下と一部重複している。本稿は、この判例解説で言い足りなかった部分を中心に敷衍し、大幅に加筆補充したものである。

10 訴訟の事実関係から離れ一般論を展開しても、学説との対比において判例の結論をなぞりうるだけで、法実務的にはあまり意味がない—真に判決の評価はできない—からである。判例の射程を明らかにし、同じような事案でありながら判例間で結論が異なる理由を解明するためにも、事実関係の緻密な分析が不可欠である。判例法主義の英米法における判例研究はこのような事実関係の分析に力点がおかれているが、制定法主義のわが国における判例研究もそのようなものでなければならない。

11 以下の事実関係は、第一審判決の認定事実に依拠しているが、適宜、原告らの準備書面などで補充している。

は、本訴訟の理解に不可欠である。同島の生物相の特色および重要性はつぎのとおりであった¹²。

「奄美大島は、動物地理区上の旧北区に属するトカラ列島以北の本土地域とは異なり、東洋区に属し、本土とは様相を異にした自然が展開している。また、奄美大島以南の南西諸島は、150年前にトカラ海峡が成立した後も(このラインを生物地理上「渡瀬線」という。)中国大陆と琉球弧の陸橋で結ばれていたため大陸起源の古い動植物が陸伝いに渡来することができ、また、琉球弧が島になってからは島嶼という限られた環境で残存種が保存された。そのため大陸起源の古い種が遺存し、あるいは島内で固有の種に進化したものも多い。」

このような成立経緯の特異性が、同島の自然生態系を特徴づけ、生物多様性の宝庫としているのだが、野生生物の現状は危機的ですらある。同島の自然および野生生物の現状はつぎのとおりであった¹³。

「奄美大島に生息する動物相は、両生類が5科12種、は虫類が8科16種、鳥類が19科34種、ほ乳類が7科15種であるが、急激な開発等の影響により、このうち、環境庁の編集した「日本の絶

滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—(以下「日本版レッドデータブック」という。)選定による絶滅危惧種は4種(アマミヤマシギ、オオトラツグミ等)、危急種11種(アマミノクロウサギ、ルリカケス等)希少種18種とその種の存続が緊急の課題となっているものが少なくない。」

以上のような同島の自然環境を前提として、本件各ゴルフ場の開発計画がもちあがった。

このような奄美大島の全体的なピクチャーを頭のなかに入れておかないと、本件訴訟の正確な理解は不可能である。世界的に貴重な自然の宝庫に保護区が設定されておらず、ゴルフ場のような開発が所有権の行使として自由になしうることが、奄美「自然の権利」訴訟を生みだした背景である¹⁴。

1 ゴルフ場建設

1.1 住用村におけるゴルフ場について¹⁵

訴外A社¹⁶は、平成2年ころから、奄美大島南東部に位置する住用村において、開発面積約171万平方メートル、18ホールの奄美オーシャン・ビューゴルフクラブのゴルフ場(以下「住用村ゴルフ場」

12 第一審判決7頁以下。なお、奄美大島の自然をことばで描写しようとしても、限界がある。百聞は一見にしかずであるが、同島の自然は、以下の写真集でビジュアルに体感することができる。濱田康作「奄美 AMAMI 太古のささやき」毎日新聞社(2000)、常田守「奄美大島一水が育む島」文一総合出版(2001)。

13 第一審判決8頁以下。奄美大島などの自然環境の調査報告として、奄美希少鳥獣研究会「奄美大島、徳之島における稀少鳥獣の生息実態調査」WWFJ南西諸島自然保護特別事業報告書(事業ナンバー: 9252)杉村乾「奄美大島における林業と野生生物保護の方法について」千葉大学教養部研究報告B-20(1987)69-74頁、同「アマミノクロウサギの生態、分布及び生息数の変化について—調査結果の概要と保護対策」チリモス4(1): 5-11(1993)、同「森林開発とアマミノクロウサギの保護問題」関西自然保護機構会報16(2): 117-121(1994)、同「環境科学の視点から見た奄美大島の野生鳥獣種の保護」チリモス5(1): 20-26(1994)、同「森林政策決定の差異が奄美大島の壮齡林の断片化と希少鳥獣の生息環境に与える影響」社団法人環境情報科学センター・第9回環境情報科学論文集(1995)121頁、同「アマミノクロウサギ(Pentalagus furnessi)の生息数の推定と減少傾向について」第12回環境情報科学論文集(1998)251-256頁、参照。

14 近代法的な所有権絶対の原則がもはや21世紀において維持しえないイデオロギーであることにつき、関根孝道・吉田正人「生態学からみた野生生物の保護と法律」(財)日本自然保護協会編・講談社サイエンティフィクス(2003)8~30頁、参照。日本の自然保護法制の問題点と課題についても、同頁に簡単な指摘がある。

15 第一審判決2、3頁以下、19~21頁。

16 A社というのは、実際には、岩崎産業株式会社であって、鹿児島市に本店をおき同県を中心に、リゾート観光業などを営む有力企業である。

T. Sekine, Can Amami's Black Rabbit Stand in the Court?

という)の建設を計画し、鹿児島県知事Y(被告・被控訴人)は、同社にたいし、同4年3月13日付けて、森林法10条の2にもとづく林地開発行為の許可処分をした(以下「A社に対する本件処分」という)。

同ゴルフ場予定地は、名瀬市から約40キロメートルの距離にある集落から南東にのびる岬の先端部にある。かつては、放牧地として利用されていて、同ゴルフ場予定地へ容易に通行できる道はなく、岬の北西側には大浜という入江があって、その背後には丘陵地が広がり、ハチジョウススキの原となっていて、岬から北東側には急峻な海食崖が連続する。

同地区には、アマミノクロウサギ(特別天然記念物、日本版レッドデータブックの危急種、国際自然保護連合のレッドデータブックの絶滅危惧種)、ルリカケス(天然記念物、国内希少野生動植物種、鹿児島県鳥)などの動物が生息している。予定地の動植物について判示された部分を引用すれば以下の通りである。

「住用村ゴルフ場予定地及びその周辺部の植生は、二次林(常緑広葉樹林)、海岸の風衝低木林、ハチジョウススキ草原など様々なタイプの植生がモザイク状に分布し、低い樹木がまだらに見られ疎林状の部分も見られる。岬の先端部のハチジョウススキの原を取り巻くように岬の根元側にはスダジイを主体とする常緑広葉樹の自然林が展開している。同地区ルリカケス、アマミノクロウサギ(糞による確認¹⁷)等の動物が生息

している。」

1.2 龍郷町におけるゴルフ場について¹⁸

訴外B社¹⁹も、同2年ころから、奄美大島北東部に位置する龍郷町において、開発面積約125万平方メートルのゴルフ場(以下「龍郷町ゴルフ場」といい、Aゴルフ場とあわせて「本件各ゴルフ場」という)の建設を計画中であったが、Yは、B社にたいしても、平成6年12月2日付で、同条にもとづく林地開発行為の許可処分をした(以下「B社に対する本件処分」とい、A社に対する本件処分と併せて「本件各処分」という)。

龍郷町は、奄美大島の北東部に位置し、名瀬市と笠利町に挟まれているが、同ゴルフ場予定地のある市理原地域は、龍郷町東部の海に面した山地にあり、東側は急傾斜地や断崖が発達していて、周囲の森林とは孤立した形態で存在し、頂上付近に小さな湿地がある。同地区には、アマミヤマシギ(日本版レッドデータブックの絶滅危惧種、国内希少野生動植物種)、ルリカケスなどの鳥類が生息している。

敷衍すると、予定地の動植物は以下のとおりであった。

「風衝低木とリュウキュウマツの混じる壮齢照葉樹林を主体とし、一部にオキナワウラジロガシの大径木を含む壮齢照葉樹林がある。東側斜面はやや急で樹高が低くリュウキュウマツが多

17 括弧内の「糞による確認」という一節は見落とされがちだが、ゴルフ場の開発経過に照らすと重要な意味がある。アマミノクロウサギ等の稀少動物が現地に生息するかどうかは、ゴルフ場建設の可能性に直結する重要な問題であるところ、関係行政当局は、十分な調査もしないまま、少なくとも開発を黙認したきらいがある。この何げない一節は、開発べったりの行政対応を批判するだけでなく、ゴルフ場開発がなされる場合にそなえた置き石ともなりうる。なお、アマミノクロウサギの生息分布調査は本件開発業者によってなされ、文化財保護法80条1項の許可を得る判断資料として、鹿児島県教育委員会に提出されたが、その情報公開請求をめぐる事件につき、鹿児島地判平9・9・29判自174号10頁、前掲環境法判例百選170頁、参照。このような調査が開発業者によってなされ、同委員会によってなされなかつたというのも、信憑性という観点からは疑問であるし、同委員会が情報公開を拒否したのも不可解である。

18 第一審判決3、17~19頁。

19 B社というのは、実際には、鹿児島市に本店をおく奄美大島開発株式会社であるが、訴状によると、同社は、本件ゴルフ場の開発計画を進めるべく、佐藤工業株式会社および川鉄商事株式会社の共同出資により、平成2年11月に設立された外部資本による会社である。バブル崩壊後の佐藤工業株式会社については多くの新聞報道がある。

いが、西側は緩やかな斜面で樹高も高い。同地区にはアマミヤマシギ、ルリカケス、オーストロオオアカゲラ、カラスバト等の鳥類が生息している。」

2 原告らについて

原告らは、大きく団体原告と個人原告に分けることができ、さらに、個人原告は、奄美大島の現地住民とそれ以外の支援者のグループに分けられる。

2.1 団体原告—環境ネットワーク奄美²⁰ X6

原告X6、すなわち環境ネットワーク奄美は、奄美大島固有の自然を守るため、島の自然生態系の実態調査、保護施策の検討、自然生態系に有害な行為への対応、奄美の自然に関する学習教育活動、自然の権利の擁護、その他自然の保護に必要な一切の行為を行うことを目的として、平成7年1月22日、それ以前の4つの環境保護団体を前身としその活動成果をも承継して、原始会員8名で結成された。

構成員は維持会員と一般会員から成り、同年9月3日現在、前者8名、後者208名の会員を擁していた。

組織的には、最高意思決定機関として維持会員総会があり、定期総会や臨時総会が開催されるほか、運営委員会も存在する。同委員会は、維持会員の中から総会により選出され、日常業務を決す

るものとされ、代表者は維持会員総会および運営委員会を主宰する²¹。

財政的には、会員からの会費と運動賛同者からの寄付金を財源とし、独立の会計として管理運営されており、毎年開催される総会で収支決算報告をして、承認を得ている。

活動として、定款には、行政不服審査や訴訟等の活動、調査・保護活動、立木トラスト、教育・啓発活動、広報活動等としての機関誌の発行、自然保護・事業活動等が定められており、実際にも、奄美大島やその周辺諸島を中心に、それらの活動を実践している。

以上のような組織としての実体をふまえ、その原告適格について、次のように主張された。

「環境ネットワーク奄美は、原告として取消訴訟等を提起しているが、これは、権利能力なき社団として、本訴を提起したものであるところ、民事訴訟法29条における『法人格なき社団で代表者の定めのあるもの』に該当し、訴訟法上の当事者能力を有する団体である。」

第一審判決は、後述するように、環境ネットワーク奄美について、権利能力なき社団の要件を具備すると判示した²²。

20 第一審判決の理由中では、環境ネットワーク奄美は、その団体原告適格性を判示した後述する部分を除き、「(奄美大島において野鳥観察活動等野生動物の観察活動をおこなってきた)原告らで結成した自然保護活動団体である環境ネットワーク奄美」と紹介されているに止まる。それゆえ、同団体の詳細については、同判決の「別紙『当事者の主張』」(以下「当事者の主張」という)から、該当箇所を引用して紹介する。なお、当事者の主張について一言すれば、本事件では、判決中の事実摘示欄に要約摘示されるのではなく、「別紙『当事者の主張』のとおり」として、そのまま引用添付されている。これは、当事者とくに原告の主張が龐大で詳細をきわめたので、正確性の観点からその要約摘示に代えて、別紙添付されたと推測される。当事者の主張の一部(全体は「第一 本案前の被告の主張」から「第六 違法性・森林法10条の2第2項3号違反(原告らの本案主張)」まであるが、そのうちの第一から第四までの部分)は、前掲・久留米大学法学第43号および第44号に収録されている。前注1、参照。

21 以上の環境ネットワーク奄美についての記述は当事者の主張80、81頁による。

22 第一審判決74頁。

2.2 個人原告

2.2.1 奄美在住の住民

個人原告のうち現地住民のグループは、訴状の当事者目録(一)に記載された人たちで、奄美大島に住所を有する5名である²³。この5名が訴訟の中核となる個人原告であった。

本訴訟は、表面的には、日本初の自然の権利訴訟として華々しく紹介されるが、実質的には、この5名の原告適格—とくに、奄美の自然との結びつきを根拠とした環境原告適格—と、これらの個人を構成員とする環境ネットワーク奄美の団体原告適格—正確には、団体環境原告適格—を確立することが主眼とされていた。その意味で、だれが裁判を起こせるかという原告適格者の範囲について、行政訴訟における入り口の狭いゲートをこじ開けて、後に続く自然保護訴訟の橋頭堡を築くことも目的であった²⁴。

後述するように、アマミノクロウサギ外3名の動物原告の表示部分が訴状却下された後は、これらの個人原告の名前の上に、アマミノクロウサギ外の動物名が冠せられ、「アマミノクロウサギこと 何某」というふうに、動物名が「こと表示」された。その趣旨は、これらの個人原告がこと表示された動物を代弁すること、つまり、後述する自然の権利訴訟として訴訟追行する趣旨を示すものと主張された。

以下、これら5名の個人原告をX1ないしX5、その全体をXらと表現することにする。

第一審判決は、Xらと本件各ゴルフ場との関係

につき、X1～X5らは、住用村ゴルフ場予定地区において、市崎の大浜付近から上陸したり、山道、尾根沿いに動植物の生態観察活動をおこない、龍郷町ゴルフ場予定地区においても、道路沿い、あるいは、屋入川下流域の谷筋に沿って、鳥類などの生態観察活動をおこなっていたと認定した²⁵。

以下、動物名を冠せられた個人原告X1ないしX4の4名と、それ以外の奄美在住の個人原告X5の合計5名を紹介しよう。Xらについて、その原告適格を基礎づける事実として以下のよう奄美の自然との個別的関係性が主張され、その関係性から導かれる個人的利益が本件ゴルフ場開発によって侵害されると法律構成された。

(1)原告アマミヤマシギこと X1²⁶

X1と奄美の自然との関わりは次のようにあった。

「同原告は、昭和55年(1980年)奄美大島に帰郷して以降、奄美大島の野鳥観察を始め、毎日のようにフィールドに出かけ、当時存在しなかつた島全域の奄美の野鳥のデータづくりにとりくみ、奄美の留鳥の分布、繁殖時期、繁殖行動、餌の内容、鳴き声の形態、数、特徴的な習性や形態を観察し、250種類以上の鳥を観察し、10万カット以上の写真や約40時間のビデオを撮影し、世界で初めて野生のオオトラツグミの撮影、鳴き声の録音に成功するなど、全人格的な情熱をもって奄美の自然にかかり、可能な限りの時間を奄美を知るために費やし、本件各ゴルフ

23 もっとも、このうちの1名で、後述する原告アマミノクロウサギことX4は、提訴の年である1995年に、熊本に転居している。同上80頁、参照。

24 米国では、早い時期から行政訴訟における原告適格の拡大が課題となり、環境訴訟の分野では、1973年に下されたシーラ・クラブ対モートン事件判決(以下、「モートン判決」という。その全文訳は前掲「自然の権利」247頁以下に収められている)が、レクリエーションなどの環境的利益の侵害についても原告適格が認められると判示して以来、自然保護のための環境訴訟の提起が容易になり、めざましい実績をあげている。詳しくは、前掲「自然の権利」138頁以下、参照。

25 第一審判決19、21頁。

26 以下の記述は当事者の主張77頁による。

場予定地についても何度も観察に通い、予定地内及びその周辺の野生生物の生態をつぶさに観察し、現在に至っている。」

以上のような奄美との関係性から、原告適格を基礎づける利益として、次のような利害関係をもつと主張された。

「原告X1は、本件各ゴルフ場予定地を含む奄美的自然と密接な結びつきを有し、人格的利益を有する。

また、フィールド・ワークを通じて、ゴルフ場開発による災害にみまわれる可能性も否定できない。」

(2)原告ルリカケスこと X2²⁷

X2と奄美的自然の関わりは以下のようであった。

「同原告は、大島郡笠利町で生まれ、奄美的自然の中で育ち、高校卒業とともに奄美を離れたが、昭和49年、奄美大島に帰郷し、昭和61年9月ごろから野鳥観察に親しむようになった。(中略)

以後、同原告は、独学で奄美大島全域にわたって毎朝夜明前に野鳥観察を行い、河川、各離島の野鳥の分布を記録する観察活動を続け、島内の固有種はほぼ観察するに至った。(中略)

同原告は、自ら会社を設立して、エコツアーを事業化したり、野鳥に関する講師を務めたりもしている。これは、当初原告は、野鳥観察等の案内等を無償で行っていたのであるが、希望者も増え、無償では成り立たなくなつたため、

金銭を得る代わりに、責任をもって案内を行うことが必要だと考えたからである。しかも、有償による場合には、会社組織による方が良いと判断したことから、会社設立に至つたのである。(中略)

また、同原告は、1ヶ月のうち1週間程を、龍郷町で野鳥の観察活動をし、龍郷町ゴルフ場開発予定地の野鳥の生息状況について本格的な調査活動をしている。住用村ゴルフ場開発予定地での野鳥の観察をしている間にアマミノクロウサギ、その死体、フンなどを観察している。

以上のように、奄美的自然は、同原告にとって、生活の糧にもなっており、なくてはならないものである。

また、住用村ゴルフ場開発予定地及びその周辺地域においては、同原告は学校裏側から沢に沿ったルートを観察し、その際には取付進入路予定地も観察しているところ、このような場所には急激な傾斜地も多く、開発によって土砂の流失、崩壊等を招く可能性が高い。同原告は、たびたび右記場所で観察をおこなっているのであるから、災害に遭う可能性も高い。」

(3)原告オオトラツグミこと X3²⁸

X3と奄美的自然の関係性は以下のとおりであった。

「同原告は、昭和60年名瀬市内に戻り、奄美野鳥の会が主宰する探鳥会に参加したり、自動車に乗って野鳥の観察に出かける生活が始まつた。(中略)

春には、渡り鳥のシーズンであることから、干潟や田園地帯でシギやチドリ類を観察した。夏

27 同上77、78頁による。

28 同上78頁による。

T. Sekine, Can Amami's Black Rabbit Stand in the Court?

には、繁殖のシーズンであることから、野鳥の巣作りの様子を観察するため、山に入ることが多い。秋には、タカの渡りが始まるため、山の高台に出かけることが多くなり、冬には、渡り鳥の越冬の観察のため、干潟等でカモ類を中心に観察するのである。

夜間においても、一年を通じてフィールドに出かけ、アマミヤマシギなどの夜行性の鳥類等を観察していた。(中略)

また、同原告は、本件ゴルフ場開発予定地にしばしば出かけ、野鳥や奄美の自然の観察に多くの時間を費やし、奄美大島の自然是人格上も生活上もなくてはならない存在になっている。

同原告は、住用村ゴルフ場開発予定地及びその周辺地域にしばしば出かけ、野鳥等の観察を行っているため、他の原告と同様災害に遭う可能性が高い。」

(4)原告アマミノクロウサギこと X4²⁹

X4と奄美の自然の関係性は次のように主張された。

「奄美大島には1989年3月ころから居住するようになり、1995年2月末に転居して奄美大島を出て、現在に至っている。

平成3年には、奄美野鳥の会主催の早朝観察会に初めて参加し、市理原の龍郷町ゴルフ場予定地を観察した。(中略)この観察会をきっかけにX4の野鳥観察が始まり、(中略)1992年には哺乳類研究会に入って、奄美の自然の観察を続けた。

本件各ゴルフ場開発予定地にしばしば観察に出かけ、多くの時間を費やして、リュウキュウイノシシ、アマミノクロウサギ、トゲネズミ、

ケナガネズミなども観察している。

龍郷町ゴルフ場予定地は、同原告が初めて野鳥観察の機会をもった土地である。この土地は、野鳥が豊富に生息する土地として、研究者や野鳥観察家(中略)同原告にとっても、龍郷町ゴルフ場予定地は重要な活動フィールドであって、甲11及び15の地図で示された観察ルートは何度なく観察にでかけているし、時にはルートからはみ出て観察を続けることもあった。(中略)

住用村ゴルフ場周辺部は、奄美でも自然度の高い森林が広がっているため、同原告にとっても重要な観察場所になっている。甲13及び17で示されたルートに沿って、何度も同ゴルフ場予定地付近の観察を重ねている。(中略)本件開発予定地内においても、かつては観察を行ったことがある。住用村ゴルフ場予定地及び周辺部は、良好な二次林であり、アマミノクロウサギが多数生息する場所である。同原告は、同ゴルフ場予定地内及び周辺部でアマミノクロウサギを何度か目撃している。ゴルフ場開発予定地周辺部ではあるが、オオトラツグミも目撃した。(中略)

尚、同原告は、住用村ゴルフ場予定地内に海から上陸して観察したこともある。その際に、大量のアマミノクロウサギの粪も確認している。また、同ゴルフ場進入路付近も観察したことがある。」

以上のようなX4と奄美の自然との関係性から、X4の本件訴訟における原告適格を基礎づける根拠として、次のように主張された。

「同原告も、本件各ゴルフ場予定地と密接な結びつきを有し、人格的利益を有する。また、ゴルフ場開発による災害にみまわれる可能性も否

29 同上78~80頁による。

定できない。」

(5)X5について³⁰

X5と奄美の自然の関係性は次のように主張された。

「大島郡龍郷町で生まれ育ち、一時大阪などに居住していたものの現在は龍郷町内で病院を開業し生活している。同人の病院では龍郷町ゴルフ場開発予定地を源流とする谷川より水を引き利用している。また、市理原についてはふるさとの山河として精神的結びつきを持っている。」

同人については、開発予定地との関係性につき、奄美の自然との結びつきだけでなく水利権の主張も唯一なされており、注目される点である。

2.2.2 奄美非在住の支援者³¹

主に県外の個人を中心とした本件訴訟の支援者グループである。

その原告適格を根拠づける事実として、奄美の自然との関係性について、次のように主張された。

「環境ネットワーク奄美の会員であり、龍郷町ゴルフ場予定地、住用村ゴルフ場予定地の良好な自然環境を守るためにそれぞれの居住地を中心に活動を行っている。」

これらの原告については、奄美の自然との直接的な結びつき—たとえば、開発予定地をフィールドとして自然観察活動をおこなうこと—は主張されておらず、奄美の自然保護を目的とする環境保護団体である環境ネットワーク奄美の会員であること、それぞれの県外居住地において、開発予定地の自然保護活動に従事していることが主張されただけであった。

第3 なにが争われたか

本件訴訟のおもな争点は、上述した原告らに環境原告適格が認められるか、本件各処分の違法事由いかんであった³²。同時に、自然の権利の考え方も主張されたために、その法的な位置づけ—いわば、自然の権利の要件事実的な法律構成のしかた—も問題となつた。

原告らの主張は以下のようであつた。

1 違法事由について

違法事由については、A社ゴルフ場の開発予定地やその周辺には、アマミノクロウサギやオオトラツグミなど、南西諸島独特の貴重種が高い密度で生息する地域であり、同ゴルフ場開発はこれらの動物の種の存続に大打撃をあたえ、また、B社ゴルフ場の開発予定地やその周辺にも、アマミヤマシギやルリカケスなどの貴重な動物相がみられ、同ゴルフ場開発は、これらの動物の種の存続に深刻な影響をおよぼすだけでなく、その調整池

30 同上80頁。

31 同上。これらの者は別紙当事者目録(二)に記載された個人原告17名で、一名を除き、鹿児島県外の人たちである。

32 もっとも、違法事由は本案審理の要件であるから、原告適格の訴訟要件がクリアされた場合にのみ問題となる。後述するように、第一審判決は原告適格なしと判断したので、違法事由の有無についての判断は示されなかった。被告も、原告適格がないというスタンスを貫き、本案前の抗弁しか主張しなかったので(当事者の主張1~6頁)、原告らの違法事由の本案主張は(同84~89頁)、完全な主張の空振りに終わっている。後述するように、原告らは、本件訴訟で林地開発許可処分の詳細な違法主張を展開したが、この点の裁判所の判断は得られず、その違法事由についての理論的な深化は図られなかった。結局、原告適格要件が厳格に解釈されて、本件各処分の違法性いかんは闇の中に葬りさられてしまった。法治主義の觀点からも看過しえないのみならず、実体法的な違法事由についての議論はいつまでも深化しない。このように、原告適格の解釈は、救済されない違法処分の範囲と直結し、法治主義の妥当範囲にも関係する問題である。詳しくは、関根孝道「だれが法廷に立てるのか—環境原告適格に関する比較法的な一考察」総合政策研究第12号、参照。

などの堰堤などの崩壊により、周辺住民や土地利用関係者に被害がおよぶ危険があるところ、本件各処分は、森林法10条の2第2項1号、1号の2、3号などに違反する違法、無効なものと主張された。具体的には以下のような主張がなされた。

1.1 森林法10条の2第2項1号、1号の2違反

原告らは次のように主張した³³。

「本件各開発は地盤の状況などから、切り土、盛り土部分、調整池、堰堤などの崩壊の危険がある。したがって同法10条の2第2項1号、1号の2に反する違法がある。また、大規模開発により予定地内の水路が破壊され、水源としての機能を果たさなくなる違法がある。」

1.2 森林法10条の2第2項3号違反

同号違反による違法事由の主張は、次のように二段階的に構成されている³⁴。

「同号は、環境を著しく悪化させるおそれがないと認めるときでないと、林地開発を許可してはならないと規定していることにかんがみると、(中略)同号違反の有無を判断するにあたっては、環境の保全を目的とする文化財保護法、環境基本法、種の保存法等の法律が関連法規として考慮されるべきである。」

具体的には、同号の関連法規である文化財保護

法違反および種の保存法違反として、以下のような主張がなされた。

1.2.1 文化財保護法80条1項違反の違法³⁵

「アマミノクロウサギ、オオトラツグミ、ルリカケスは、同法による特別天然記念物又は天然記念物に指定されているところ、本件各ゴルフ場開発予定地には、これらが生息していることが確認されている。(中略)

同法によれば、天然記念物に関しその現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならず(80条1項)、これに違反した場合は罰則が適用され(107条の2第1項)る。(中略)

本件各ゴルフ場開発予定地の開発工事がアマミノクロウサギ、オオトラツグミ及びルリカケス『の現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為』に当たることは明らかであるのに、本件各処分の先にも後にも、文化庁長官は右許可を付与していないから、本件各処分は、同法80条1項違反の違法がある。」³⁶

1.2.2 種の保存法9条違反の違法

「オオトラツグミ、アマミヤマシギ、ルリカケスは、同法により、国内希少野生動植物種に指定されているところ、本件各ゴルフ場開発予定地には、これらが生息している。(中略)

国内希少野生動植物種は、絶滅のおそれある動植物としてその保存施策をとるために指定され

33 当事者の主張89頁。

34 同84頁。

35 同86頁。

36 同法80条1項の定める現状変更行為および保存影響行為(以下、「現状変更行為等」という)は、天然記念物そのものに対するそれらの行為に限定されるか。この点について、原告らは、米国種の保存法上の「捕獲」概念との比較的な考察から、現状変更行為等とは、天然記念物について、これを殺傷する行為はもちろん、捕まえて自己の支配下におく行為だけでなく、直接・間接をとわず悪影響を及ぼす一切の行為を意味すると解すべきものと主張された。詳しくは、当事者の主張87頁以下、参照。本件では、現状変更行為等の意味についても、本案審理に入れなかつたために、裁判所の判断は示されず議論が深められなかつた。

(4条1項)、これを捕獲、採取、殺傷又は損傷してはならず(9条)、これらの違反行為は刑罰に処せられる(38条1項)。(中略)

本件各ゴルフ場の開発は、生きているオオトラツグミ、アマミヤマシギ、ルリカケスの生息地の破壊をもたらすものであるから、右9条にいう『損傷』に該当し、本件各処分は、同法9条に違反するものである。」³⁷

2 原告適格について

本件訴訟の最大の争点は、原告適格の有無、とくに奄美在住のXらについて、上述したような奄美の自然との関わり、具体的には、本件開発予定地における利害関係—それは、各人にとっての人格的利益、生活的利益、水利権、生命・身体の安全などの多種多様な利益—の侵害を根拠として、本件訴訟を追行する資格が認められるかであった。

第一審判決も、本件訴訟の重要な論点が原告適格の問題であるとし、「事案の概要」紹介の部分において、次のように要約している(判決文中の括弧書き部分は省略してある)。

「原告らは、住用村ゴルフ場開発予定地及びその周辺には、アマミノクロウサギ、オオトラツグミなど南西諸島独特の貴重種が高い密度で生息する地域であり、住用村ゴルフ場開発はこれらの動物の種の存続に大打撃を与え、また、龍郷町ゴルフ場開発予定地及びその周辺には、アマミヤマシギ、ルリカケスなど貴重な動物相があ

見られ、龍郷町ゴルフ場開発はこれらの動物の種の存続に深刻な影響を及ぼすおそれがあるほか、調整池などの堰堤などの崩壊により周辺住民、土地利用関係者に被害が及ぶ危険があるところ、本件各処分は、森林法10条の2第2項1号、1号の2、3号に違反する違法、無効なものと主張して、その取消および無効であることの確認を求めるものである。」

2.1 第一審判決の主張整理

さらに、第一審判決は、原告適格の問題について、以下のような問題提起のしかたをして、当事者の主張を要約している。

「本件訴訟は、本件各ゴルフ場の開発によって開発予定地及びその周辺地域の自然環境が破壊され、そこに生息するアマミノクロウサギ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、ルリカケスなど奄美の貴重種である野生動物がその種の存続に大打撃を受け、これらの野生動物を含む奄美の『自然の権利』が侵害されるとして、奄美大島において野鳥観察活動等野生動物の観察活動を行ってきた原告ら(別紙当事者目録(一)の自然人の原告ら)及び同原告らで結成した自然保護活動団体である原告環境ネットワーク奄美が、自然観察活動や自然保護活動を通じて奄美の自然をよく知り、奄美の自然と深い結びつきを有することから、奄美の自然の代弁者として、本件各処分の取消し及び無効確認訴訟の原告適格を有すると主張して提起しているものである。

37 同法9条の定める「捕獲、採取、殺傷、損傷」(以下、「捕獲等」という)の意味についても、国内希少野生動植物種そのものに対する直接的なそれらの行為に限定されるのか、それとも、生息地破壊のような間接的な行為をもふくみうるか問題となる。原告らは、米国種の保存法上の「捕獲」概念が「加害」行為をふくみ、その行政解釈規則上、「種の保存法における『捕獲』の定義上、『加害』とは、野生生物を現実に傷害または殺害する行為を意味する。そのような行為には、著しい生息地の改変または悪化であって繁殖、採餌もしくは待避をふくむ本質的な行動パターンを著しく害することによって、野生生物を現実に殺害または傷害するものをふくみうる」と規定されていることなどから、日本の種の保存法上の捕獲等についても、一定の場合に、生息地破壊をふくみうると解釈すべきことが主張された。詳しくは、当事者の主張88頁、参照。が、この点についても、裁判所の判断は示されず、法解釈の議論は未消化のまま終わった。

本件訴訟の主要な争点は、ゴルフ場開発予定地とその周辺地域において、自然観察活動・自然保護活動をおこなう個人や団体に対して、ゴルフ場開発を許可した林地開発許可の取消し・無効確認をもとめる原告適格が認められるかどうかであり、ここでは『自然の権利』という新しい概念を原告らに原告適格が肯定されるべき根拠として主張している点に本件訴訟の特徴がある。」³⁸

しかし、原告適格に関する原告らの主張を仔細に検討すると、このような主張の整理のしかたには、正確性に欠けるきらいがあったと思われる。上記のように、原告らは、Xらについて各原告ごとに本件ゴルフ場開発によって侵害されうる個別的利益を具体的に主張しており、それらは大別すると、(1)開発予定地における自然との触れあいによる人格的利益、(2)開発予定地において災害に遭遇することによる生命・身体の危険(以下、適宜、「生命身体の安全」「身体的利益」という)、(3)水利権の三つであった³⁹。原告らは、本件ゴルフ場開発予定地において、Xらがそれらの個別化された利益を有し、それが本件ゴルフ場開発によって侵害されるとし、そのことを原告適格を基礎づける事実として主張したのであった。この点は、自然の権利についての主張整理のしかたにも関係し、後に詳述する。

2.2 原告らの主張

原告、とくにXらと、本件開発予定地における

奄美の自然との結びつきについては、本件訴訟の事実関係として詳述した。原告らは、そのような事実関係にもとづき、法的主張の「まとめ」として、Xらが原告適格をもつ根拠を次のように主張した。

「原告らは、しばしば、多くの時間を費やし、本件各ゴルフ場開発予定地に観察でかけ、奄美の自然(「自然生態系(土地)」)と深く結びついた環境保護のための社会的価値ある活動、人間的営為を実践しているのであるが、これらは汎人間的であると同時に個人的人格に関わるものであり、社会的であると同時に精神的であり、人格上も生活上も密接に結びついている。」

原告らは、このような一般論を展開した後、上述したXらの(1)人格的利益、(2)身体的利益、(3)水利権などの個別的利益がゴルフ場開発により侵害されることから、本件各処分の取消・無効確認をもとめる原告適格をみとめる根拠となることについて、次のように主張した。

2.2.1 人格的利益の侵害と原告適格

「奄美の森は、原告らのこのような営為に対し、必要不可欠にして、代替不可能な価値を有しているところ、本件各ゴルフ場開発によりもたらされるアマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ、ルリカケスその他の野生生物を育む自然生態系の破壊・喪失、各野生生物にもたらされる絶滅の危険性の増大、悪影響は、

38 このような主張の整理のしかたに対しては、原告らから、控訴審において、控訴理由を述べた平成13年4月20日付準備書面(以下、「控訴理由書」という)で、次のように批判された。曰く、「原判決は原告の主張を正確に理解しているとは言い難い。原告等及び原告環境ネットワーク奄美(以下控訴人等といふ)は、『自然の権利』という概念を実定法上の法的権利として主張したわけではない。また、控訴人等は、『自然の権利』を控訴人等の原告適格が肯定されるべき法的根拠として主張したわけでもない。」と(控訴理由書8頁)。原告らの主張する自然の権利の考え方たは後述する。

39 ほかに、原告ルリカケスことX2については、同人が有料のエコ・ツアーなどを行っていたことから、生計的ないし経済的利益を有することも主張されていた。当事者の主張77、78頁、参照。

原告らと奄美の森との個別的関係性、自然享有権、環境上の人格的利益に対する侵害であり、喪失である。このような原告らと本件各ゴルフ場開発予定地との関係性は、個人的契機の上に立ちながらも、森林生態系の保全、生物の多様性の保護という森林法の保護法益に合致し、寄与するものであり、これら原告らが受ける利益は、一般人として受ける利益(反射的利益または事実上の利益)であって、本件各処分をめぐる一般的公益の中に吸収解消されてしまう性質のものではなく、これらを超えた特別の利益というべきであって、同法10条の2第2項3号がまもろうとしている法律上の利益(森林の現に有する環境の保全の機能)であり、換言すれば、同号は、原告らが受ける右の利益保護をも目的としていると解される。」

原告らの主張はやや難解であるが、次のように構成していると考えられる。

上記のように、「原告らは、しばしば、多くの時間を費やし、本件各ゴルフ場開発予定地に観察にでかけ、奄美の自然と深く結びついた環境保護のための社会的価値ある活動、人間的営為を実践」していることから、Xらは、開発予定地である奄美の森との「個別的関係性、自然享有権、環境上の人格的利益」をもつ。ここでは、「個別的関係性」「自然享有権」「環境上の人格的利益」の三つのことばが並べられているが、森林法10条の2第2項3号の保護法益という観点からは、その実体は、各原告ごとに個別化された「人格的利益」として括れるであろう。

一方、本件ゴルフ場開発は、アマミノクロウサギなどの野生生物を育む奄美の自然生態系を破壊・喪失させ、各野生生物に悪影響をあたえ絶滅の危険性を増大させるが、これは森林法10条の2第2項3号の保護法益であるところの、Xら各個人の人格的利益の侵害を構成する。

それゆえ、Xらは、同号に違反した本件各処分の取消および無効確認をもとめる原告適格を有する、と主張したと考えられる。

2.2.2 身体的利益(生命・身体の安全)と原告適格

「本件各処分に基づくゴルフ場開発工事に際して、あるいは、右ゴルフ場が予定する調整池堰堤などが崩壊した場合、原告らは土地所有者以上に、土石流などの災害、溢水などの水害に遭遇し、もって、生命及び身体に直接的かつ重大な被害を受けることが想定されるから、かかる原告らの生命及び身体の安全は、一般人として受ける利益(反射的利益又は事実上の利益)であって本件各処分をめぐる一般的公益の中に吸収解消されてしまう性質のものではなく、これらを超えた特別の利益というべきであって、同法10条の2第2項1号、1号の2がまもろうとしている法律上の利益(森林の現に有する土地に関する災害の防止及び水害防止の機能)であり、換言すれば、同号は、原告らが受ける右の利益保護をも目的としていると解される。」

上述した人格的利益が奄美の自然から得られる積極的利益だとすれば、ここでの利益は、ゴルフ場開発による災害から被害を受けないという消極的利益である。すなわち、上記のように、Xらは、頻繁に、本件開発予定地をフィールドとして自然観察活動などを行っているので、ゴルフ場開発中はもちろん開発後も、本件ゴルフ場に起因する人為的な自然災害に遭遇する可能性が高いところ、このような災害によって生命・身体の安全を害されないという利益は、森林法10条の2第2項1号、1号の2が保護法益とするところの、森林の現に有する土地に関する災害の防止および水害防止の機能中に包摂されると主張された。

以上から、Xらは、同号に違反した本件各処分

の取消および無効確認をもとめる原告適格を有すると主張した。

2.2.3 水利権

「X5については龍郷町ゴルフ場予定地内の谷川からの水を利用しており、同利益は森林法10条の2第2項2号が保護する利益である。」

X5は、開発予定地内に水利権をもち、この権利が同号の保護法益に包摂されることから、同号違反の本件各処分の取消および無効確認をもとめる原告適格を有すると主張された。同人の原告適格については、奄美の自然との結びつきによる人価格的利益の侵害も根拠とされているが、むしろ、この水利権の侵害の方に訴訟的な意義があった⁴⁰。

3 自然の権利

本件訴訟は自然の権利訴訟として注目されたが、自然の権利の理解のしかたについて、第一審判決の主張整理と原告らの主張に分けて検討していく。

3.1 第一審判決による主張整理と理解のしかた

第一審判決は、自然の権利について、次のように原告の主張を理解したと思われる。

上記のように、第一審判決は、本件ゴルフ場の開発により「奄美の『自然の権利』が侵害される」とから、「奄美の自然との深い結びつきを有する」

Xらは、「奄美の自然の代弁者として」、本件訴訟の「原告適格を有すると主張」したと解釈し、「『自然の権利』という新しい概念を原告らに原告適格が肯定されるべき根拠として主張している」と判示した。すなわち、第一審判決は、奄美自身が権利の主体であることを、「奄美の『自然の権利』」と表現したと考えられる。Xらは、このような権利主体である奄美の自然を「代弁」して本件訴訟を追行しているが、このような代弁関係のもとでは、一般の代理関係とは異なり、Xらが訴訟信託的ないし訴訟担当的に原告とされるので、Xら自身に原告適格が認められると主張されたと理解したのであろう⁴¹。Xらについて、このような代弁の資格—眞の権利者である奄美の自然のために、自ら原告となり訴訟追行する資格—が肯定されるのは、同人らが「自然観察活動や自然保護活動を通じて奄美の自然をよく知り、奄美の自然と深い結びつきを有する」からである。

別の箇所では、第一審判決は、「原告らの提起した『自然の権利』という観念」として、その内容を次のように要約している⁴²。

「人間もその一部である『自然』の内在的価値は実定法上承認されている。それゆえ、自然は、自身の固有の価値を侵害する人間の行動に対し、その法的監査を請求する資格がある。これを実効あらしめるため、自然の保護に対し真摯であり、自然をよく知り、自然に対し幅広く深い感性を有する環境NGO等の自然保護団体や個人が、自然の名において防衛権を代位行使し得る。」

40 が、第一審判決はこの水利権主張にたいする判断を示していない。判断の遺脱であろうか。

41 後述するように、アマミノクロウサギ外の動物原告の表示部分が訴状却下されたので、それらの原告適格いかんの問題はなくなった代わりに、「奄美の自然をよく知り、奄美の自然と深い結びつきを有する」Xらが、奄美の自然のために、原告となって訴訟追行できるかという、Xら自身の原告適格の問題が生じた。本文は、この点に関する裁判所の主張整理の部分を、裁判所による自然の権利の理解のしかたとして紹介したものである。

42 第一審判決86頁。

この部分も、表現的なニュアンスのちがいはあるものの、前記「2.1 第一審判決の主張整理」のところで引用した判示部分と同旨と解され、その趣旨は、上述したところに帰——すなわち、Xら自身が原告となって真の権利者である奄美の自然のために訴訟追行する資格が認められる——と思われる。上に「『自然』の内在的価値」自然「自身の固有の価値」というのは、自然の権利主体性の究極的な根拠であり、この「固有の価値を侵害する人間の行動に対し、その法的監査を請求する資格」というのが、自然の権利の内実ないし法的効果であり、「自然の名において防衛権を代位行使し得る」というのは、上記のような代弁関係にもとづき、自然をよく知る「団体や個人」が真の権利者である(奄美の)自然のために訴訟追行することを意味するのであろう。

3.2 原告らの自然の権利の主張内容

上記のような第一審判決による主張の整理—裁判所による当事者の主張の理解のしかた—にたいし、控訴理由書では次のように批判された⁴³。

「原判決は原告の主張を正確に理解しているとは言い難い。原告等及び原告環境ネットワーク奄美(以下、控訴人等という)は『自然の権利』という概念を実定法上の法的権利として主張したわけではない。また、控訴人等は、『自然の権利』を控訴人等の原告適格が肯定されるべき法的根拠として主張したわけでもない。

原判決末尾別紙『当事者の主張』(以下、別紙当事者の主張という)17頁以下(中略)に記載されているとおり、控訴人等は、①自然には基底的・公共的な価値が存在すること、②人間は自然と

人間の関係性を防衛する法的権利ないし権能を有すること、③この防衛任務を担当するのは、自然を想い、自然を良く知る人間個人やNGOであること、④自然環境の開発と及び自然保護、開発法規とこれらに基づく処分は実体的にも手続的にも適正手続に合致していかなければならないこと、⑤開発や利用を企図する主体は、その開発や利用が自然環境の基本的なシステムを破壊せず、これらに共通する意思決定は、適正な対話過程を通して行われなければならないこと、⑥開発と保護に関する意思決定過程においては『疑わしきは保護せよ』という基準を原則的判断基準として採用すべきことなどの一群の考え方を『象徴的意味』において『自然の権利』と呼んだのである。

なお、控訴人が別紙当事者の主張(中略)50頁(ママ)⁴⁴において、個人や環境NGOが『自然の権利を防衛するために、自然の名において防衛権を代位行使し得る』としたのはあくまで象徴的な意味において述べたにすぎず、控訴人等に実定法上の代位権、代理権、代表権等が存在すると主張したものではない。

控訴人等は原告適格の根拠を第一次的に森林と人間との個別的関係性に求め、森林法10条の2第2項3号はこのような関係性を保護していると主張した(別紙当事者の主張33頁以下)。原判決はこの点に関する判断を全く遺脱するとともに、控訴人等が『自然の権利』—『自然享有権』に基づいて原告適格を根拠づける者と誤解し、請求を却下しているが、これは控訴人の主張した『自然の権利』という思想の不正確な理解に基づくものである。原判決は、本件訴訟の本質と原告の主張の核心を全く理解していない。」

43 控訴理由書2頁。

44 51頁の引用ミスと思われる。

要するに、原告らの主張する原告適格の法的根拠は、森林法10条の2第2項3号が保護法益とするところの開発予定地における森林とXらとの「個別的関係性」であって、原告らの主張する「自然の権利」ないし「自然享有権」というのは、単に「象徴的意味」しかなく「実定法上の代位権、代理権、代表権等」ではないと弁明された⁴⁵。

そうすると、次の問題は、原告らが原告適格の法的根拠として主張する「個別的関係性」の意味内容であるが、原告らが控訴理由書において援用する別紙当事者の主張(当事者の主張)33頁以下で厖大に述べられている。その正確な要約はきわめて困難であるが、以下のようなコメントが正鵠を得ていると思われる⁴⁶。

「私達は『法律上の利益』⁴⁷は、本来、人と事物あるいは人と人との関係性に価値を見出し、これを法的に保護しようとするものではないかと考えるようになった。(中略)問題はどのような実質があれば原告適格を認めるべきか、その根拠は何かである。また、原告適格の判断が事実に基づく価値判断にあるとしても、新しい概念に理論的な枠組と類型的な安定性を与えなければならない。法的な保護に値する実質のアイコンを理論的に構想する必要があった。

さらに、現行の行政事件訴訟法を前提とする限り、原告適格の根拠には何らかの個別的な契機が必要とされよう。私達は原告適格という法概念が無益な訴訟をスクリーンアウトする機能をもつと考えるが、このような立場に立てば、原

告適格ある人を一般人から括り出す適切な基準を提供することが不可避となる。

一方、自然にかかる人間的価値を検討していくうちに、それは伝統的な私権が想定しているような独占的・排他的な利益ではないことに気がついた。自然という法益は本来的にすべての人に『開かれた性格』を有している。このことを思うとき、環境行政訴訟の原告適格は、公益を守るために訴訟を追行する資格要件としての意味をもつことにもなる。このような様々な要請を統合するものとして、私達は関係性という概念を提案した。

他方、この関係性という考え方が従来の判例とも一定の整合性を保ちうることを論証しようとした。そのために、新潟空港訴訟最高裁判決、もんじゅ訴訟最高裁判決で示された解釈方法を応用しつつ、判例を読み直そうと試みた。その結果、法律上の利益説に立つとしても、観念的な条文解釈で法律上の利益の有無を判断するのではなく、当該処分がどのような法益侵害の危険性をもつかを事実に基づいて判断し、根拠法規の合理的解釈によりその法益保護を読み込むことができるかどうかという判断方法を提案した。

このような考察を経て、私達は、原告適格の根拠をナチュラリスト・環境保護団体が本件予定地に有する関係性に求め、森林法は林地開発行為許可処分によってこのような関係性を保護していると主張したのである。そして、その関係性の内容として、『地域の生態系を対象とした

45 このような弁明にもとづき、本判決の自然の権利の主張整理について、「控訴人の主張した『自然の権利』という思想の不正確な理解に基づくものである。原判決は、本件訴訟の本質と原告の主張の核心を全く理解していない」と非難するのは筋ちがいで、原告らは自然の権利について主張した前言を翻すもの一逆にいうと、裁判所の主張整理は正確一であって、原告こそ梯子をはずしたという評価も可能であるかもしれない。たしかに、原告らの自然の権利の主張は詳細をきわめ難解であり、かつ、あらゆる観点からの主張がなされている。訴訟においては、難しいテストケースであるほど、裁判所による採用の可能性をもとめて、あらゆる主張を展開する必要がある。その意味で、本訴訟において、裁判所の主張整理にあるような自然の権利主張がなされたとしても、そのこと自体は責められないであろう。

46 山田隆夫「いわゆる『アマミノクロウサギ訴訟』について(三)」久留米大学法学第四四号122、123頁。同氏は本件訴訟の代理人でもあり、個別の関係性による原告適格論の提唱者である。

47 行政事件訴訟法9条、36条で定められた原告適格に絞りをかける要件である「法律上の利益」のことである。

フィールド・ワーク・自然保護活動』『精神的な深い結びつき』をあげた。」

要するに、原告適格の法的根拠として主張された「個別的関係性」というのは、「人と事物、あるいは、人と人との関係」のうち、「価値」あるものとして法的に保護された「個別的(個人的)な契機」であるが、人と自然との「関係」の場面においては、必ずしも「伝統的な私権が想定しているような独占的・排他的な利益」である必要はなく、それが行政事件訴訟法9条、36条にいわゆる「法律上の利益」の射程内のものかどうかを判断するに際しては、当該処分の「根拠法規の合理的解釈によりその法益保護を読み込むことができるか」によるところ、本件における「個別的関係性」の内実は、「地域の生態系を対象としたフィールド・ワーク・自然保護活動、精神的な深い結びつき」であるというのが、その主張の骨子と考えられる。

3.3 まとめ

以上のように、自然の権利について、少なくとも控訴理由書による限り、裁判所と原告の間にはボタンの掛け違いがあったと主張されている。その理由は、自然の権利の考え方自体が多様であ

りえ⁴⁸、もともとのオリジナルな米国法的な理論とその日本法的な発展の部分があるところ、原告の自然の権利の主張も、この二つの理論に依拠して展開された—いいかえると、どちらか一本に絞りきれていたからであろう⁴⁹。

すなわち、原告らは、一方で、ストーン論文、モートン判決におけるダグラス意見⁵⁰、その後の米国における自然の権利訴訟の発展について検討し⁵¹、他方で、これを日本法的にアレンジして発展させた成果を、行政事件訴訟法9条、36条にいわゆる「法律上の利益」の解釈問題として分析し、その結果として得られた「個別的関係性」の理論が、判例理論である法律上の利益説の立場からも支持しうることを主張している。つまり、原告らにとっては、米国法的な自然の権利の考え方たはいわばイントロであり、その日本法的な発展の部分を詳細に検討して、日本の法体系の中での受容可能性を論証し⁵²、その結果明らかとなった人と自然との「個別的関係性」、すなわち、本件における「地域の生態系を対象としたフィールド・ワーク・自然保護活動、精神的な深い結びつき」が、同法9条、36条にいわゆる「法律上の利益」の解釈上、法律上の利益説の立場からも、その射程内のものとして原告適格を根拠づけると主張したのであろう⁵³。

以上の通りとすると、原告らの原告適格の主張

48 本訴訟は弁護団によって「奄美『自然の権利』訴訟」と命名されたが、自然の権利の部分が括弧書きであるのは、その考え方自体が多様であることを注意喚起する意味があるという。

49 自然の権利について、奄美を舞台に本事件を社会学的に分析したものとして、鬼頭秀一「自然保護を問い合わせなおす」ちくま新書(1996)、米国法的な発展につき、関根孝道・前掲「自然の権利」120~189頁、同「米国における『自然の権利』訴訟の動向」日本の科学者1997年12月号、畠山武道「米国自然保護訴訟と原告適格—動物の原告適格を中心に」環境研究114号61頁以下、日本法的な発展につき、山田隆夫・前掲「自然の権利」22~82頁、同「奄美自然の権利訴訟の提起するもの—環境法の今日的課題」自由と正義1998年10月号、に詳しい。

50 米国連邦最高裁判所長官であったダグラス判事は、モートン判決において、ストーン論文の影響をうけて少数意見を展開し、開発により破壊される自然物そのものが権利主体であり原告となりえ、開発予定地をレクリエーション目的などで利用する個人や環境団体が、その代理人となって訴訟追行する自然の権利訴訟の可能性を示唆した。米国の自然の権利訴訟は、その後、このストーン論文・ダグラス意見を軸に発展していくが、やがて、公民権法などで認められた市民訴訟条項(Citizen Suits Provision)が個別環境法の中でも立法化され、市民訴訟条項における原告適格要件がゆるやかに解釈されるようになり、あるいは、行政手続法(Administrative Procedure Act)による行政訴訟提起の原告適格要件もゆるやかに解釈され、個別行政法違反を理由に行政手続法によりその違反を是正しうる範囲もひろがり、たとえば、開発予定地をレジャー目的で利用する個人や環境団体も、当該市民訴訟条項や個別行政法・行政手続法にもとづき、自ら原告となつて開発阻止のために環境訴訟を提起できるようになって、自然の権利訴訟の有用性はうすれていた。現在でも、共同原告の一人として動物原告が表示されることもあるが、従来の自然の権利訴訟の形式に慣用的にしたがい、訴訟の究極目的が当該動物の保護にあることを示す象徴的・運動論的な意味しかないことが多い。ダグラス少数意見をふくめたモートン判決については、筆者による全文訳が前掲「自然の権利」247頁以下に収録されている。市民訴訟条項につき、関根孝道「環境NGO」山村恒年編・信山社(1998)123以下、参照。

51 当事者の主張29~31頁(「第四 原告らの主張する原告適格の考え方 二 米国判例における原告適格論と自然の権利訴訟」の部分)。

T. Sekine, Can Amami's Black Rabbit Stand in the Court?

は、法律上の利益説という従来の判断枠組に依拠した保守的なものだが、自然保護訴訟における「法

律上の利益」の中身を判断する基準として、上記のような個別的関係性を提唱したところに、新機

- 52 当事者の主張9~26頁、「第三 被告の本案前の主張に対する原告らの反論・総論(自然保護訴訟と原告適格)」の部分が、これに該る。同部分の小項目を示しながら、その全体の構成の一部を紹介すると、以下のとおりである(若干手直しがなされている)。
- 「一 自然保護法に関する原告らの基本的立場
- 二 自然の法的価値
- 1 自然及び自然環境の意義
 - 2 自然及び自然環境の人間的価値
 - 3 人間の尊厳と自然の法的価値
 - (一)法的価値の性格と関係性
 - (二)自然の価値の基底性
 - 4 自然の法的価値の特殊性
 - 5 自然の価値の法的評価
 - (一)評価可能性
 - (二)評価のありかた
 - 6 自然の価値の評価と対話
 - 7 自然の価値の評価と関係性
 - 8 自然の法的保護のあり方
 - 9 自然の法的価値の防衛
 - (一)自然保護義務
 - (二)自然のための適正手続
 - (三)自然ないし自然環境にかかる人間の権利
 - (四)自然の価値に関わる私権の内在的制約と利益考慮
 - 10 自然の内在的ないし固有の価値
 - 11 自然の権利
- 三 自然保護法の最近の展開(「自然の権利」の承認)
- 1 国際法における「自然の内在的価値」の承認
 - (一)国際環境法における自然の法的価値
 - (1)第一段階
 - (2)第二段階
 - ①「人間環境宣言」(1972年)
 - ②「環境と開発に関するリオ宣言」(1992年)
 - (3)第三段階
 - ①ベルン条約(1979年署名、1982年発効)
 - ②「世界自然憲章」(1982年)
 - ③「生物の多様性条約」(1992年)
 - ④「新・世界環境保全戦略(1991年)」「アジェンダ21(1992年)」「森林原則声明(同年)」
 - (二)世界自然憲章(1982年)
 - (三)生物多様性条約(1992年)
 - (四)森林原則声明(1992年)
 - (五)モントリオール・プロセス(1992年)
 - 2 国際的な法意識の基礎と国内的規範
 - 3 憲法(1946年)
 - 4 環境基本法(1993年)
 - 5 種の保存法(1993年)
 - 6 文化財保護法
 - 7 森林法
 - 8まとめ」

53 当事者の主張26~68頁、「第四 原告らの主張する原告適格の考え方」の部分が、これに該る。この部分は、その頁数一しかも、一頁あたりの字数はおよそ1300字前後からも明らかのように、詳細を極める。同部分の小項目を示しながら、その全体の構成の一部を示すことができないが、以下のように構成されていた(若干手直しをしている)。

「一 「法律上の利益」の解釈態度

 - 1 行政事件訴訟法9条、36条の解釈
 - (一)行政事件訴訟法と憲法及び裁判所法
 - (二)抗告訴訟の原告適格概念
 - 2 環境行政訴訟における原告適格

二 米国判例における原告適格論と自然の権利訴訟

 - 1 シエラクラブ対モートン事件
 - 2 ダグラス判事の少数意見

軸がみだされる。極論すれば、自然の権利は、個別的関係性の思想的なベースにすぎず、原告適格の主張の直接の法的根拠とはされていない。だからこそ、原告らは、上記のように控訴理由書にお

いて、「『自然の権利』という概念を実定法上の法的権利として主張したわけではない。また、控訴人等は、『自然の権利』を控訴人等の原告適格が肯定されるべき法的根拠として主張したわけでもな

- 3 パリーラ対ハワイ州土地自然资源省事件
- 4 マープレッドマーレッド島対パシフィック・ランバー・カンパニー事件
- 三 本件原告らの有する「法律上の利益」
- 四 森林法10条の2と原告適格
 - 1 森林法の解釈
 - (一)はじめに
 - (二)森林法と個別的関係性の保護
 - (三)森林法10条の2第2項の構造の理解
 - 2 森林と人間との個別的関係性—法律上保護された利益 その1
 - (一)森林法10条の2の保護する個別的関係性の具体的内容
 - (二)森林法の目的と林地開発行為許可制度の趣旨
 - (1)森林の保続培養と森林の機能
 - (2)森林の機能と環境の保全
 - (3)行政通達における森林法の環境の保全機能
 - (三)保安林制度との比較
 - (四)森林法の保健機能と林地開発行為許可制度
 - (五)目的を共通にする関連法規 その1
 - (1)自然環境保全法
 - (2)環境基本法
 - (六)目的を共通にする関連法規 その2
 - (1)世界自然憲章
 - (2)リオ原則
 - (3)森林原則声明
 - (4)生物多様性条約
 - (5)モントリオールプロセス
 - (七)目的を共通にする関連法規 その2
 - (1)市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)
 - (2)経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)
 - (3)日本国憲法との関連
 - (八)まとめ
 - 3 人間の環境に関する権利—法律上保護された利益 その2
 - (一)自然の権利
 - (二)自然享有権
 - (三)人格的利益(人格権)
 - 五 森林法10条の2第2項3号の保護する個別具体的利益
 - 1 林地開発行為の破壊する関係性(侵害する利益と侵害の態様)
 - 2 森林法の保護する個別具体的利益
 - 六 災害の防止及び水源の確保
 - 1 森林法10条の2第2項1号ないし2号の趣旨
 - 2 災害防止に関する通達
 - 3 まとめ一同条第2項第1号、1号の2、第2号の趣旨・目的及び同各号が保護しようとしている利益の内容・性質
 - 4 災害防止と居住に関する原告適格要件
 - 5 森林法10条の2第2項第1号、1号の2、第2号への右4のあてはめ
 - 七 環境訴訟における団体の原告適格
 - 1 団体の原告適格をめぐる学説と判例
 - (一)はじめに
 - (二)環境訴訟に関する団体の原告適格とわが国の判例
 - (三)諸外国の事情と学説
 - (1)アメリカの裁判例
 - (2)ドイツにおける団体訴訟
 - 2 団体の原告適格
 - (一)団体の原告適格を必要とする背景
 - (二)団体の原告適格を認める要件
 - (三)団体の原告適格を認める要件 まとめ」

い」として、第一審判決を論難したのであろう。

第4 いかなる判断がなされたか

ここでは、上記のような当事者の主張にたいし、裁判所はいかなる判断をくだしたか、判決文を引用しながら紹介していく。結論として、第一審裁判所は、次のように判示してXらの原告適格を否定し、本件訴えを却下した。本件の争点は原告適格の有無一本に絞られ、被告も、本案前の抗弁でこの点を徹底的に争う戦術をとった⁵⁴。そのため、法廷はさながら原告適格論争の場と化し、裁判所の判断もこの点に限られ、本件処分の違法性にはおよばなかった⁵⁵。

1 「法律上の利益を有する者」の意義

本件では原告適格の有無が決め手となった。第一審判決は、原告適格要件を定めた行政事件訴訟法の規定の一般的な解釈から立論し、従来の判例理論である法律上の利益説にしたがうことを明らかにしている。詳細は以下のとおりである。原告は、前記のように、その主張する「個別的関係性」の理論が法律上の利益説からも支持できる—いいかえると、法律上の利益説に依拠していた一ので、この原告適格の判断枠組じたいは争点にならなかつた⁵⁶。

「ここ(行政事件訴訟法36条のことである一筆者注)に『法律上の利益を有する者』とは、取消訴訟に関する原告適格を規定する同法9条にいう

『法律上の利益を有する者』と同義であると解される(最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決『もんじゅ原子炉事件』民集46巻6号571頁)」

「同法9条にいう当該処分の取消しを求めるにつき『法律上の利益を有する者』とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質、当該行政法規と目的を共通にする関連法規の関係規定によって形成される法体系等を考慮して判断すべきである(前掲最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決、同旨・最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決『ジュース表示事件』民集32巻2号211頁、最高裁昭和57年9月9日第一小法廷判決『長沼ナイキ基地事件』民集36巻9号1679頁、最高裁平成元年2月17日第二小法廷判決『新潟空港事件』民集43巻2号56頁、最高裁平成9年1月28日

54 原告適格に関する被告の主張につき、当事者の主張1~6頁、参照。

55 逆にいふと、訴訟要件である原告適格が否定されてしまうと、裁判所は当該処分の違法事由の有無について実体審理をなしえず、違法性いかんは闇の中に葬られてしまう。これでは行政法理論一とくに実体的行政法のそれ一の発展はどうてい望めない。被告も膚(すね)に疵(きず)をもつほど原告適格を争うことには熱心となる。かかる事態は法政策的にも好ましいものではない。

56 原告適格の判断基準については、大きく、法律上の利益説と法的保護に値する利益説の二つの対立があるとされる。原告の主張する個別的関係性の理論は、法的保護に値する利益説の立場からはより強く支持されるうるが、法律上の利益説からも採用可能であることを主張した点に、その主張の実戦的な強固さがあった。個別的関係性の理論は、法的保護に値する利益説の主張をふくむものであり、裁判所がこの考え方たに立てば、個別的関係性の理論も受けいられる確率はより高まったと思われる。

第三小法廷判決民集51巻1号250頁、最高裁平成10年12月17日第一小法廷判決民集52巻9号1821頁)。」

2 林地開発許可と原告適格

第一審判決は、上記のような原告適格の判断枠組を前提として、森林法10条の2による林地開発許可処分について、取消訴訟・無効確認訴訟の原告適格を有する者の範囲を検討している。判決は、条文の並びとは逆に同条第2項3号(環境の保全)、1号および1号の2(自然災害)の順序で検討しているが、これは原告の主張の大半が3号に向けられていたからであろう。原告は、本訴訟において環境原告適格の確立を目指していたので、3号の主張を主位的なものとし、1号および1号の2のそれは予備的なものとされた⁵⁷。判決は、各号の趣旨を明らかにし、これを手がかりに、その保護する利益が不特定多数の一般公益か個々人の個別的利益か分析している。法律上保護された利益説からの当然のアプローチといえよう。

判決は、本件各処分の許可基準について、原則許可・例外不許可の構造をもつもので、その不許可事由の趣旨を明らかにしている。判旨によると、当該処分を定めた行政法規が単なる公益保護規定か、特定個人の個別利益をも保護する趣旨かは、「当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質、当該行政法規と目的を共通にする関連法規の関係規定によって形成される法体系等を考慮して判断すべきである」とされたので、このような観点から、許可基準の趣旨が検討されている。

2.1 森林法10条の2第2項3号について

判決は、上記のような理由から、林地開発許可の要件を定めた同項各号のうち、3号の分析から始めている。上述した自然の権利や自然享有権の主張についても、「森林法10条の2第2項3号の保護する個別的利益」という見出しのもとで、同号との関係において検討されている。

2.1.1 同号の趣旨

「森林法10条の2第2項3号(環境の保全)の趣旨は、前述のとおり、開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保してきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断するところにある。

ここで、同号の規定が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、森林法の趣旨・目的、同法が林地開発許可処分を通して保護しようとする利益の内容・性質のほか、森林法と目的を共通にする関連法規の関連規定によって形成される法体系のなかで同号の規定が林地開発許可処分を通して個々人の個別的利益をも保護すべきものとして位置づけているとみることができるかどうかによって決すべきである。したがって、ここで林地開発許可制度が『自然環境』を保護しようとする趣旨については、森林法のみならず、自然環境の保全という点において目的が共通する関連法規の

57 林地開発許可と自然災害を理由とする原告適格については最高裁判例が存在していた。最判平13.3.13民集55・2・283、参照。原告の1号および1号の2に関する主張もこれに依拠して展開されている。

T. Sekine, Can Amami's Black Rabbit Stand in the Court?

関係規定によって形成される法体系から逐次、検討、解釈していく必要がある。」

判決はこのように判示して、「林地開発許可制度が『自然環境』を保護しようとする趣旨」を、「森林法のみならず自然環境の保全という点において目的が共通する関連法規の関係規定」を分析している。具体的には、「自然環境の保全に関する国際法規範」「自然環境の保全に関する関連国内法」「森林法における関係規定」「林地開発行為許可処分にかかる行政通達等」を仔細に検討している。

すなわち、判決は、「林地開発許可制度が『自然環境』を保護しようとする趣旨については、森林法のみならず、自然環境の保全という点において目的が共通する関連法規の関係規定によって形成される法体系から逐次、検討、解釈していく必要がある」とした。注目すべきは、本判決が、この「目的が共通する関連法規の関係規定によって形成される法体系」の範囲を、いちじるしく拡大したことである。

すなわち、本判決は、その範囲として、大きく、①自然環境の保全に関する国際法規範、②自然環境の保全に関する関連国内法、③森林法における関係規定、④林地開発行為許可処分にかかる行政通達等に分け、この4つの各分類項目について、さらに詳細に検討している。各分類項目には以下のものが列挙されている。

①自然環境の保全に関する国際法規範

世界自然憲章・生物多様性条約・環境と開発に関する国連会議における各種宣言(環境と開発に関するリオ宣言・アジェンダ21・森林原則声明)

②自然環境の保全に関する関連国内法

林業基本法・環境基本法・自然環境保全法・種の保存法

③森林法における関係規定

同法の目的(1条)・森林計画(4条3項、5条3項)・林地開発許可基準の配慮規定(10条の2第3項)・保

安林制度(25条以下)・林地開発許可制度(10条の2)

④林地開発行為許可処分にかかる行政通達等

開発許可等施行通達・林地開発許可事務実施要領・開発行為の許可基準の運用細則

以上のように、上記「法体系」の射程がここまで拡大されると、原告適格を判断するために、かなり踏みこんだ実体法解釈が必要となろう。その結果、訴訟要件である原告適格の判断と、本来、違法判断の基準となる実体法の解釈との区別が困難になろう。

以上のような「関連法規の関係規定」の検討の結果、同号が保護する利益について次のように判示された。

2.1.2 同号の保護法益

「自然環境の保全に関する国際法規範及び関連国内法の法体系を考慮すると、森林法10条の2第2項3号に関わる林地開発許可制度において保護しようとする『環境の保全』の趣旨については、次のような内容が含まれるものと考えることができる。

(1) 野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人間の豊かな生活に欠かすことのできないものであること

(2) 森林は多様な生物の生息・生育地としての生物多様性の保全の機能を有していること

(3) 学術的に貴重な動植物の生息地の森林の保全

このように、森林法10条の2第2項3号の保護しようとする利益は、生物多様性の保全という、第一義的には一般的公益と評価されるべきものであると解される。

あるいは、良好な自然環境やそこに生息する野生動植物が人間の豊かな生活に欠かすことが

できないという観点から、開発行為の対象となる森林及びその周辺の地域の自然環境又は野生動植物に対する個々人の利益を保護する趣旨が含まれるとしても、その個々人の利益を公益と区別することは困難であるほか、当該開発行為の対象となる森林及びその周辺の地域の自然環境又は野生動植物を対象とする自然観察、学術調査研究、レクリエーション、自然保護活動等を通じて特別の関係を持つ利益を有し、これが林地開発許可制度による保護の対象となりえるとしても、これらの諸活動は一般に誰もが自由に行いうるものであって、その『開かれた』性質からすると、不特定多数の者が右利益を享受することができ、また、森林との関係を持つ利益の内容もまた不特定である。そうすると、当該開発行為の対象となる森林及びその周辺の地域の自然環境又は野生動植物を対象とする自然観察、学術調査研究、レクリエーション、自然保護活動等を通じて人間が森林と特別の関係を持つ利益について、森林法10条の2第2項3号が保護していると解することができるとしても、この不特定多数者の利益をこれが帰属する個々人の個別的利益として保護する趣旨まで含むと解することは困難であると考えざるを得ない。」

以上を要するに、判決は、結論として同号を一般公益の保護規定と解し、その理由として、同号の第一義的な保護法益は生物の多様性の保全であり、開発行為の対象となる森林、その周辺地域の自然環境や野生動植物に対する個々人の利益は、自然観察、学術調査研究、レクリエーション、自然保護活動等を通じて特別の関係をもつ利益をも含めて、同号が保護しているとしても、この個々人の利益も一般公益にすぎないとされた。その理由は、自然観察、学術調査研究、レクリエーション、自然保護活動等の諸活動は、一般に誰もが自由に行いうる『開かれた』性質のもので、不特定多

数の者が右利益を享受することができ、また、森林との関係を持つ利益の内容もまた不特定であることに求められている。

2.1.3 自然の権利と自然享有権

(1)自然物の価値と人間の自然保護義務

「たしかに、環境基本法が、『環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできない』こと、『環境が人類の存続の基盤である限りある』ものであることを環境の保全についての基本理念としてうたい(3条)、環境基本法(6条から9条)及び自然環境保全法(2条)がともに、国、地方公共団体、事業者及び国民に対し、右基本理念にのっとった環境の保全、自然環境の保全の責務に努めるべきことを定め、また、種の保存法は、『野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものである』(1条)との認識のもと、国、地方公共団体及び国民に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する責務(2条)を定めていること、国際法上もたとえば世界自然憲章は『すべての生命形態は固有のものであり、人間にとて価値があるか否かに関わらず尊重されるべきものであること、及び、そのことをそれらの生物に当てはめるために人間は行動を自己規制しなければならないこと』を確信するとの認識を明らかにし(同憲章前文)、生物の多様性に関する条約も『生物の多様性が有する内在的な価値並びに生物の多様性及びその構成要素が有する生態学上、遺伝上、社会上、経済上、科学上、教育上、文化上、レクリエーション上及び芸術上の価値を意識し』ていることを明らかにしていることからすると、今や法的においても自然及び野生

動植物等の自然物の価値は承認されており、かつ、人間の自然に対する保護義務も、具体的な内容はともかく、一般的抽象的責務としては法的規範となっていると解することができる。」

判決は、環境基本法、自然環境保全法、種の保存法などの国内環境法や、世界自然憲章、生物多様性条約などの国際環境法の一般的な理念規定を根拠に、「自然物の価値」が承認されているといい、「人間の自然に対する保護義務」も、「一般的抽象的責務」のレベルではあるが「法的規範」性をみとめた。このような判示は始めてのものと思われる。

(2)自然享有権の権利性と自然の権利との関係

「しかしながら、他方で、自然の価値を侵害する人間の行動に対して、市民や環境NGOに自然の価値の代弁者として法的な防衛活動を行う地位があるとして訴訟上の当事者適格が一般に肯定されると解すること、そしてその根拠として『自然享有権』が具体的権利として憲法上保障されているとまで解することは次のとおり困難である。」

すなわち、環境基本法は、『環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないもの』であり、かつ環境は『人類の存続の基盤である』として『現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する』ことを環境保全の basic concept としてうたい(3条)、国、地方公共団体等に右基本理念にのっとった施策の責務を定め(6条から9条)、国に対して環境の保全に関する施策を実施するための必要な法制上の措置を講じるべきことを義務づけ(11条)ており、これらの諸規定は原告らの主張する『自然享有権』の実定法上の出発点となりうるとも解されるが、他方で、原告らの主張する『自然享有権』に

具体的な権利性を認め得るか否かについては、自然破壊行為に対する差止請求、行政処分に対する原告適格、行政手続への参加の権利等の根拠となるような『自然享有権』の具体的な範囲や内容を実定法上明らかにする規定は環境の保全に関する国際法及び国内諸法規を見ても未整備な段階であって、いまだ政策目標ないし抽象的権利という段階にとどまっていると解ざるを得ない。

また、自然に影響を与える行政処分に対して、当該行政処分の根拠法規の如何に関わらず、『自然享有権』を根拠として『自然の権利』を代弁する市民や環境NGOが当然に原告適格を有するという解釈をとることは、行政事件訴訟法で認められていない客観訴訟(個人の個人的利益を離れた政策の違憲、違法を主張する訴訟)を肯定したのと実質的に同じ結果になるのであって、現行法制と適合せず、相当でないと解される。」

この判示部分から、判決が、「自然享有権」「自然の権利」について、当事者の主張をいかに理解したか看取できる。判決は、原告の主張した「自然享有権」なるものを、「自然の価値を侵害する人間の行動に対して、市民や環境NGOに自然の価値の代弁者として法的な防衛活動を行う地位」であり、「訴訟上の当事者適格」の法的根拠として理解したうえで、その具体的権利性を否定した。一方、「自然の権利」と「自然享有権」は裏腹の関係——いわば一枚のコインの表と裏——にあり、原告の主張した「自然の権利」というものも、このような「自然の価値を侵害する人間の行動に対して、市民や環境NGO」によって「自然の価値の代弁者として法的な防衛活動」が行われることを、自然の側からみたものと理解された。あるいは、原告の主張する自然享有権というものは、「自然に影響を与える行政処分に対して、当該行政処分の根拠法規の

如何に関わらず」、「『自然の権利』を代弁する市民や環境NGO」に「当然に原告適格」を付与する具体的権利として理解された。しかし、それらの権利の具体的権利性が否定されるのは、その「具体的な範囲や内容を実定法上明らかにする規定」が「未整備」な以上、「いまだ政策目標ないし抽象的権利」にすぎないこと、このような権利にたいし、解釈によって具体的権利性を肯定することは、「行政事件訴訟法で認められていない客観訴訟」の肯定につながることが理由とされた。

2.2 森林法10条の2第2項1号、1号の2について

「林地開発行為の許可制度(1号及び1号の2)の規定をみると、『当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能』からみて『当該開発行為により当該森林の周辺の地域』、『当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能』からみて『当該開発行為により当該機能に依存する地域』といいういづれも具体的に特定される地域における土砂の流出、崩壊その他の災害又は水害の発生のおそれのないことを許可要件として規定している。

また、右各許可要件の審査に瑕疵があった場合には土砂の流出又は崩壊、水害等の災害が発生する可能性があり、これらの災害が発生した場合には、当該開発行為をする森林及び当該周辺地域又は当該機能に依存する地域の住民については被害を受ける可能性が強いものと考えられ、そして被害の性質は、住民の生命及び身体といった重要な人的権利利益に対する直接的な侵害が想定される。

以上の林地開発許可制度の規定内容、開発行為の許可審査に瑕疵があった場合に発生する可能性のある災害の内容、右災害によって侵害される法益の性質等を考え併せると、森林法10条の2第2項1号、1号の2は、単に公衆の生命、身

体の安全等を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、当該開発行為をする森林及び当該周辺地域又は当該機能に依存する地域に居住し、右災害により直接の被害を受けることが想定される住民の生命及び身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含むものと解するのが相当である。」

「他方、林地開発許可制度(1号、1号の2関係)が、当該開発行為をする森林及び当該周辺地域又は当該機能に依存する地域に対して自然観察活動等に訪れるという関係にあるのみの人についてまで、その個々人の生命、身体の安全等といった個別的利益を保護する趣旨を含むと解することができるかどうかについては、次のとおり消極に解さざるを得ない。すなわち、一般に、自然観察活動等によって当該森林及び当該周辺地域又は当該機能に依存する地域を通過し、あるいは滞在する時間は、これらの地域に居住する場合に比べると相当短いと考えられることから、林地開発行為により発生する可能性のある災害に遭遇する可能性はそこに住む住民に比べると相当低いと考えられる。また、自然観察活動等による訪問者は不特定であり、その範囲を確定することは極めて困難と解される。そうすると、林地開発許可制度(1号、1号の2)が、当該開発行為をする森林及び当該周辺地域又は当該機能に依存する地域に対して自然観察活動等に訪れるという関係にある不特定多数者の生命、身体の安全等の個別的利益を公益と離れて個別に保護する趣旨まで含むと解することは困難である。」

判決は、要するに、同号は、当該開発行為をする森林、当該周辺地域や当該機能に依存する地域に「居住」し、土砂の流出・崩壊や水害等の災害により「直接の被害」を受ける可能性ある「住民」の生命・身体の安全等を個々人の個別的利益としても

T. Sekine, Can Amami's Black Rabbit Stand in the Court?

保護するが、「自然観察、学術調査研究、レクリエーション、自然保護活動等に訪れる不特定多数者」の生命・身体の安全等までをも、個々人の個別的利益として保護するものではないとした。その理由は、自然観察等の目的で当該地域を「通過」し「滞在」する「訪問者」は、そこに「居住」する「住民」に比して当該地域に滞留する時間が「相当短い」ので、「災害に遭遇する可能性」も「相当低い」こと、「自然観察活動等による訪問者は不特定であり、その範囲を確定することは極めて困難」であることによる。つまり、自然観察者と居住者との災害リスク上のちがい、自然観察者の不特定・不確定性を根拠とされている。

3 Xらの原告適格について

判決は、以上のように、森林法10条の2第2項1号、1号の2、3号の各規定が、一般的な公益保護の規定か個々人の個別利益の保護規定か、後者である場合には、いかなる範囲の人々の個別利益が保護されているか分析し、その結果をXらに当てはめ、原告適格の有無を判断している。

3.1 森林法10条の2第2項3号とXらの原告適格

「森林法10条の2第2項3号が個々人の個別利益を保護する趣旨と解することはできないから、同号によりXらの原告適格を根拠づけることはできない。」

前記のように、Xらは、開発予定地やその周辺地域において、自然観察、学術調査研究、レクリエーション、自然保護活動等をおこなっていたが、そもそも同号は一般公益規定である以上、Xらのそれらの諸活動による利益も、一般公益規定の範囲内のものとして、原告適格を否定された。すなわち、同号は「生物多様性保護」の一般公益規定と

された結果、同号によるXらの原告適格は否定された。

3.2 森林法10条の2第2項1号、1号の2とXらの原告適格

「林地開発許可制度(森林法10条の2第2項1号、1号の2関係)が、当該開発行為をする森林及び当該周辺地域又は当該機能に依存する地域に対して自然観察活動等に訪れるという関係にあるのみの個人についてまで、その個々人の生命、身体等の個別利益を保護する趣旨と解することはできないから、原告らの居住地と本件各ゴルフ場予定地との位置関係によりその原告適格が判断されることになる。」

「そして、本件原告らの居住地をみると、奄美大島に居住する原告は別紙当事者目録(一)の自然人である原告ら(原告X4を除く)のみであり、しかも住用村ゴルフ場の予定地に最も近くに居住するX2でも同予定地から直線距離で約16キロメートル、龍郷町ゴルフ場の予定地に最も近接して居住するX5でも同予定地から直線距離で約6キロメートルである。このような距離関係からみても、別紙当事者目録(一)の自然人であるXらは、本件各ゴルフ場の開発により発生する可能性のある災害等によって生命、身体等の被害が生じる地域に居住する住民とはおよそ考えられず、原告らには森林法10条の2第2項1号及び1号の2との関係においても原告適格は認められない。」

前記のように、同号は、当該地域に「居住」する「住民」の生命・身体等の安全のみを個別利益として保護するので、同号によって個別利益として生命・身体等の安全が保護される人々の範囲も、「原告らの居住地と本件各ゴルフ場予定地との位置関係」によって決せられた。原告のうち檢

討対象とされたのは奄美大島に在住する住民のみで、住用村ゴルフ場については、「最も近くに居住するX2でも同予定地から直線距離で約16キロメートル」、龍郷町ゴルフ場についても、「最も近接して居住するX5でも同予定地から直線距離で約6キロメートル」もあることから、本件各ゴルフ場開発による「災害等によって生命、身体等の被害が生じる地域に居住する住民」とはいえず、原告適格が否定された。すなわち、個人の生命・身体の安全を同号の保護法益と解釈しつつも、奄美大島に在住する原告について、想定される災害の地理的範囲という観点から被災リスクを検討し、結論として、Xらの原告適格を否定した。

3.3 X6の団体原告適格⁵⁸

「団体としての組織を具備し、多数決原理が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体として存続し、その組織において代表の方法、総会の運営及び財産の管理など団体としての主要な点が確定しているいわゆる権利能力なき団体は、住民監査請求において監査請求権者たる『住民』(市町村の区域内に住所を有する者。地方自治法242条、242条の2)に当たると解され、本件原告の一人であるX6も右の意味における権利能力なき団体の要件を具備すると認められるが、構成員である他の原告らはX5を除いていずれも龍郷町及び住用村に居住しておらず、かつ、地元住民からの授権があったとの事実もうかがえない以上、X6が地域住民の代表と解することはできず、さらに、この点をしばらく措くとしても、本件訴訟における原告適格に関しては、別紙当事者目録(一)の自然人である原告らにつき先に検討した以上の個別的利益がX6に

備わっているともいまだ認められない。」

判決は、権利能力なき団体の一般的要件を明らかにし、X6すなわち環境ネットワーク奄美がこれに該当し、住民監査請求における住民として監査請求権者にはなりうるが、それ以上に、「地域住民の代表」でもなければ、自然人である原告以上の個別的利益もないでの、本件訴訟における原告適格までは認められないとした。すなわち、X6は、奄美大島を活動拠点とする環境保護団体であり、傍論として、権利能力なき団体として住民監査請求における「住民」に該当するとされたが⁵⁹、その構成員はX5の一名を除きいずれも、本件各ゴルフ場予定地である住用村にも龍郷町にも居住していないことから、X6には、X1ないしX5ら以上の「個別的利益」はないとされ、その原告適格も否定された。

3.4 結論

「よって、Xらは、以上の種々の観点から検討しても、いまだ本件各処分の取消し及び無効確認を求める法律上の利益を有する者には当たらず、本件訴えはいずれも原告適格を有しない者の訴えとして、不適法却下されるべきである。」

第5 検証「奄美『自然の権利』訴訟」

1 訴訟の経緯と特徴—動物原告表示を中心

本訴訟は、日本の自然の権利訴訟の第一号であり、奄美「自然の権利」訴訟として注目された。上記のように、耳目を引いた最大の理由は、訴状に、アマミノクロウサギ外3名の動物が、人間原告と

58 団体原告適格につき、越智敏裕「行政訴訟改革としての団体訴訟制度の導入—環境保全・消費者保護分野における公益代表訴訟の意義と可能性」自由と正義2002年8月号36頁、参照。

59 権利能力なき団体の「住民」性が否定される場合につき、福岡地判平10・3・31判時1669・40。

T. Sekine, Can Amami's Black Rabbit Stand in the Court?

ともに共同原告表示されたことによる。

訴状の原告欄の記載は次のようにあった。

「鹿児島県大島郡住用村大字市字大浜1510番地外

原告 アマミノクロウサギ

鹿児島県大島郡住用村大字市字大浜1510番地外

原告 オオトラツグミ

鹿児島県大島郡龍郷町屋入918の1番地外

原告 アマミヤマシギ

鹿児島県大島郡龍郷町屋入918の1番地外

原告 ルリカケス」

上に「住用村大字市字大浜1510番地外」というのは住用村ゴルフ場、「龍郷町屋入918の1番地外」というのは龍郷町ゴルフ場の各所在地でもあった。

裁判所は、この動物原告の表示部分につき、以下のように対応した。

まず、アマミノクロウサギ外3名にたいし、当事者の「氏名及び住所を補正」すべき旨、訴状補正命令が発せられた。この命令は公示送達に付されたが、要旨、以下の内容であったようである⁶⁰。

「公示送達

原告 アマミノクロウサギ こと 某

原告 オオトラツグミ こと 某

原告 アマミヤマシギ こと 某

原告 ルリカケス こと 某

被告 鹿児島県知事

右当事者間の平成7年(行ウ)第1号行政処分無効事件について、原告らに送達する左記書類は、

当裁判所書記官が保管していますから、出頭の上これを受領して下さい。

一 補正命令謄本

平成7年3月1日

鹿児島地方裁判所 裁判所書記官

右書類を受領しないときは、平成7年3月16日をもって法律上該書類の送達をしたものとみなされます。」

この公示送達手続については、いやしくも訴状には原告らしき者の住所と名称の記載があったのだから、補正命令は訴状記載のこの住所・名称に宛てて送達すべきで、いきなり公示送達の方法によったのは問題があったと思われる⁶¹。いずれにしても、公示送達の名宛人らが所定期間に命ぜられた補正をしなかったので、旧民事訴訟法228条2項にもとづき、訴状却下された。補正を命じた理由は、訴状却下命令によると、次のとおりであった。

「本件訴状におけるアマミノクロウサギ外三種の動物名による原告らの表示につき、これを文字どおり動物と解するときは、動物が訴え提起等の訴訟行為をすることなどおよそあり得ない事柄である以上、右表示は余事記載ないし無意味な記載であると解するほかない。もっとも、右表示を、特定の個人又は法人である原告らが自己の表示として動物名を用いたにすぎないものと解する余地がないわけではないので、念のために、当該特定の個人又は法人を名宛人として、氏名及び住所を補正すべき旨を命じ」た。

60 引用文は、新聞記者が掲示されたものを書き写したもので、そのコピーは筆者の手許にある。

61 奄美「自然の権利」訴訟弁護団長の藤原猛而弁護士の指摘による。いずれにしても、動物原告表示部分について、当事者の意思一あくまで動物それ自体が原告だとする—と裁判所の理解が異なるわけで、このような場合それをもって原告とすべきか、当事者の意思を優先させて動物を原告とした場合、裁判所はその後の訴訟手続をいかに進めるべきか問題となる。この点につき後述するオオヒシクイ自然の権利訴訟が参考となる。なお、訴状には、「鹿児島県大島郡住用村大字市字大浜1510番地外 原告 アマミノクロウサギ」と記載されていたが、訴状却下命令では、「原告アマミノクロウサギこと某」らの宛て所について、「住居所不明」と記載されている。住所も不明として公示送達したのだから、当然の措置ともいえるが駄然としない。

裁判所は、上記「アマミノクロウサギ」「オオトラツグミ」「アマミヤマシギ」「ルリカケス」らの原告表示(以下「動物原告表示」という)部分について、「特定の個人又は法人」が自己の表示手段として動物名を冒用したものと解釈し、およそ動物それ自体が原告とは考えなかった。つまり、動物原告表示部分が「文字どおり動物」だとすると、その部分は「余事記載ないし無意味な記載」だから、法的には記載なきものとして扱われたのである。上記のように、補正期間内に裁判所の命じた補正がなされなかつたとして、裁判所は訴状却下した。その経緯を訴状却下命令は次のように補足説明している。

「右命令(補正命令のことである。筆者注)は平成7年3月16日公示送達されたが、その定める期間内に右名宛人らは所要の補正をしない。

なお、同日、X4外3名が当庁宛てに『訴状補充書』と題する書面を提出しているが、その記載によれば、右書面は、要するにアマミノクロウサギ外の動物を原告とするものにすぎず、特定の個人又は法人を原告とするものではないから、適正な補正をなすものとはいえないのみならず、同人らが、これらの動物のいわば代理人としての立場で同書面を提出したものであることが明らかである以上、これを本件補正命令の名宛人らの提出したものとして取り扱うことはできない。」

このように、裁判所は、「動物が訴え提起等の訴訟行為をすることなどおよそあり得ない」という立場一いいかえると、動物原告表示部分は「特定の個人又は法人」の「自己の表示手段」だという解釈一を貫いたので、訴状却下命令の名宛人も、

一部、次のように表示されていた。

「平成7年行ウ第1号

訴状却下命令

住居所不明 原告 アマミノクロウサギこと 某
同 原告 オオトラツグミこと 某
同 原告 アマミヤマシギこと 某
同 原告 ルリカケスこと 某

つまり、裁判所は、「自己の表示として動物名を用いた」と解する余地のある「個人又は法人」に補正を命じ、その補正に応じなかつたことを理由に、その「個人又は法人」を名宛人として訴状却下した。一方、Xらは、訴状補充書を提出して、動物原告表示は人間ではなく「文字どおり動物」を原告とするものだと釈明した。が、裁判所は、あくまで動物原告表示は「特定の個人又は法人」だとして譲らなかつたので、「動物のいわば代理人としての立場」で提出された訴状補充書は、「本件補正命令の名宛人」すなわち「特定の個人又は法人」の提出したものとして扱われなかつた⁶²。

Xらは訴状却下命令にたいし即時抗告しなかつた。その理由は、Xらも、動物原告表示部分はあくまで動物それ自体として引かず、裁判所の想定したような「特定の個人又は法人」は存在しない—それゆえ、訴状補充書も動物の代理人として提出した—という論陣を張つたので、却下命令の名宛人とされた「特定の個人又は法人」のために即時抗告することは論理矛盾であったし、その必要もなかつたことによる⁶³。これにより却下命令は確定したが⁶⁴、Xらは一部の人間原告の表示の訂

62 裁判所は、訴状補充書が「動物のいわば代理人としての立場」で提出されたと認定したのだから、あえて言葉の揚げ足とりをすれば、訴状補充書の提出という訴訟行為について、動物の代理人(無権代理人?)でもなしうることを認めたともいえよう。

63 藤原弁護士の教示による。詳しい理由は、1995年3月29日付け同弁護士作成の「アマミノクロウサギ訴訟『訴状却下命令』に対する即時抗告について」と題する訴訟メモにおいて展開されている。同メモは筆者の手元にある。

64 Xらの立場からすれば、訴状却下命令は、原告表示の解釈を誤り存在しない「特定の個人又は法人」を名宛人としてなされた当然無効のもので、無視すべきものでしかない。

T. Sekine, Can Amami's Black Rabbit Stand in the Court?

正をおこなって対抗した。訴状には、動物原告表示部分と、別紙当事者目録に記載された「その他の当事者の表示」部分とがあり、この「その他の当事者の表示」の一部について、次のような原告表示の訂正がなされた。

「原告 アマミヤマシギ	こと X1
原告 ルリカケス	こと X2
原告 オオトラツグミ	こと X3
原告 アマミノクロウサギ	こと X4」

Xらによると、このような動物名を冠した人間原告の「こと表示」によって、Xらがアマミノクロウサギらに代表される奄美大島の自然を代弁して、本訴訟が提起・追行されること、つまり、動物原告表示部分の訴状却下命令の確定にもかかわらず、自然の権利訴訟として維持されると主張された。本訴訟は、当初、動物原告表示がなされた訴状が受理されたことから⁶⁵、動物一正確には、種としての動物、すなわち動物種一に原告適格が認められるかという、日本における自然の権利訴訟の可能性を問うテスト・ケースとして、注目されたが、上記のように動物原告表示部分が訴状却下されてしまったので、この問題にたいする裁判所の直接的な判断は示されなかった。しかし、上記のような「こと表示」による自然の権利訴訟—動物名を冠した人間原告が当該動物種に代表される自然生態系の代弁者として行う自然保護訴訟—の可能性という新たな問題提起がなされ、そのための自然の権利の考

えかたが本格的に展開された⁶⁶。

以上の経緯は次のように要約できるであろう。自然の権利訴訟では、種としての動物、あるいは、当該動物を指標種とする自然生態系そのものが権利主体たりうるか、訴訟法的には、当事者能力、訴訟能力、当事者適格いかんが問題となるが、本訴訟では、動物原告表示部分について、その補正を命じた補正命令に従わないことを理由とした訴状却下命令が確定したことにより、争点から外されてしまった。しかし、上記「こと表示」による原告表示の一部訂正がなされ、動物名を「こと表示」によって冠せられた人間原告が、当該動物種に代表される奄美の自然生態系を代弁して訴訟追行すると主張したので、このような自然の権利訴訟の可能性が、本訴訟の主要な争点となった。前に紹介した自然の権利に関する判決の判示部分もこの点についてのものである。

2 自然の権利訴訟⁶⁷の考え方

2.1 ストーンの自然の権利論

本訴訟は米国における自然の権利訴訟に触発されて提起された。

いわゆる自然の権利訴訟の提唱者は、米国のクリストファー・ストーンであった。前述したように、ストーンは、1972年に発表された記念碑的な論文、「樹木は法廷に立てるか—自然物のための法的権利にむけて」において、自然保護のために、だれが原告となって、いかなる形式で訴

65 本訴状は郵送の方法によって提出されたが、本訴状の受理と無関係ではないかもしれない。

66 Xらの主張の詳細は、当事者の主張9~26頁、29~31頁において展開されていること、前述したとおりである。その後、Xらの主張の重点は、自然の権利論から離れていく、森林法10条の2の保護する法律上の利益の解釈基準に関する個別的関係性の理論に軸足をうつしたこと、最終的には、控訴理由書において、自然の権利論は自然保護の思想的背景となる「象徴的意味」しかないとされた。この点も前述した。

67 自然の権利訴訟という用語は自然の権利論と同義で使われることも多い。そこでは、動物種や自然そのものの権利主体性といった実体法的な問題、その権利侵害にたいし裁判所に法的救済を求めるか、求めうるとしていかなる訴訟形式によるのかという訴訟法的な問題などが、法的な観点から検討される。もっとも、哲学的、思想的、社会学的な観点などから、人間と自然の関係が議論される場合にも、自然の権利論として検討されることも多いので、自然の権利論の射程の方が概念的にはひろいが、本稿ではこの二つの用語をほぼ同義で用いている。

訟追行すべきか、問題提起した。ストーンは、①「自然物の名において(Toward Having Standing in its Own Right)」、②「自然物への侵害にたいし(Toward Recognition of its Own Injuries)」、③「自然物の利益のために(Toward Being a Beneficiary in its Own Right)」提起される、新たな訴訟形態—いわゆる自然の権利訴訟—を唱道した⁶⁸。①の「自然物の名において」というのは、自然破壊にたいし、自然自身がみずから当事者となって訴訟追行できること、②の「自然物の侵害にたいし」というのは、自然破壊について、自然自身にたいする侵害として評価すること、③の「自然物の利益のために」というのは、自然破壊にたいする法的救済が自然自身に与えられることを、それぞれ意味する。

ストーンは次のような具体例を挙げている。すなわち、汚水のたれ流しにより湖が汚染され、浄化費用に1億円かかったとする。このような場合、伝統的な法理論のもとでは、汚水を排出した加害者にたいし損害賠償請求できるのは損害をうけた「人」にかぎられ、損害賠償の範囲も各「人」のこうむった損害の範囲一たとえば、汚水により健康被害をうけた場合の治療費など一に限定される。これに対し、自然の権利の考え方によると、汚染された湖自身が原告となって提訴し、汚水のたれ流しを湖自身にたいする侵害として評価し、法的救済—湖の浄化や浄化費用の賠償など—が湖自身に与えられる⁶⁹。もちろん、湖自身はみずから訴訟行為をなしえないので、湖のことをよく知りそこで遊ぶなどして、湖の保護に関心をもつ個人や環境団体などが湖の代弁者となって、いわば湖の後見

人的立場から湖の訴訟代理人のように訴訟行為をおこなう⁷⁰。

本訴訟も、以上のようなストーン理論に影響されて、日本における自然の権利訴訟の確立をめざして提起された。この点から、本訴訟は奄美「自然の権利」訴訟といわれたが、上記のように、動物原告表示部分が訴状却下されてしまったので、動物名を冠し「こと表示」された人間原告が、奄美の自然の代弁者として訴訟追行することになった。このような自然の権利訴訟の形式は、本訴訟の偶然の経緯から生まれたともいえるが、日本の独自の発展ともいえる。そもそも自然の権利訴訟の形式とはどのようなものであろうか。次に検討しよう。

2.2 自然の権利訴訟の形式

ここに訴訟の形式というのは、自然の権利訴訟のやりかた、つまり、動物種ないし自然物をどのように原告表示して訴訟を行うかであるが、二つの方法が考えられる。

一つは、動物原告を人間原告とならべて、共同原告表示するものである。本訴訟を例にとると、次のようになる。

「原告 アマミノクロウサギ
同 X」

いま一つは、動物を原告表示することなく、動物名を人間原告に冠して「こと表示」する方法である。原告表示は次のようになる。

「原告 アマミノクロウサギ こと X」

いずれの場合も、環境NGOなどをふくむ人間

68 前注8参照。

69 ストーン論文27頁以下。

70 日本においても、たとえば、湖を管理する自治体が浄化作業を行ったような場合、自治体は加害者に浄化費用の一定部分を損害賠償請求できるし、地方住民は、住民訴訟の制度を活用して、地方自治法242条の2の改正(改悪?)前には、加害者にたいし直接に、損害賠償するように代位請求ができたし、改正後は、自治体にたいし損害賠償請求するように履行請求ができる。改正前の事件であるが、田子の浦ヘドロ訴訟に関する最判昭57・7・13民集36・6・970、参照。しかし、この場合には、湖の汚染浄化に要する費用を自治体の損害として評価し、自治体の加害者にたいする損害賠償請求権が問題とされるのであって、湖の汚染を湖自身にたいする損害として評価し、湖自身が原告となって損害賠償請求する自然の権利訴訟とは法律構成が異なる。

T. Sekine, Can Amami's Black Rabbit Stand in the Court?

原告が、当該動物に代表される自然生態系を代弁して、自然のために訴訟追行がなされる⁷¹。

上記のように、本訴訟では、当初、第一の形式で、動物原告が人間原告と共同原告表示されていたが、動物原告表示部分が訴状却下されたので、動物名を人間原告に冠した「こと表示」に改められ、第二の形式に切り換えられた。今後の自然の権利訴訟は、本判決の影響もあって、第二の表示方法で提起されることが多いとおもわれる。

一方、米国では、第一の表示方法によるときも、裁判所によっては、動物原告表示部分が却下ないし削除されることなく、そのまま本案判決がなされる場合もある⁷²。これは、共同原告のひとりにでも適法な原告適格者がいれば、他の共同原告の適格について詮索することなく、原告の全体について本案判決を言い渡してよいという、米国判例上の原告適格理論による⁷³。裁判所は、一人でも適法な原告適格者がいれば本案判決をするのだから、共同原告の中に一人でも原告適格者が確認されれば、それ以上に、原告適格の問題に時間と労力をついやすことなく、なるべく速やかに本案審理にはいるという、米国裁判所の本案重視のあらわれである。日本では、原告適格などの訴訟

要件やその審理が厳格すぎるために、訴訟要件審理の本案化ともいべき由々しき事態が生じている⁷⁴。

2.3 いくつかの論点について

自然の権利訴訟については以上のほかにも多くの論点がある⁷⁵。

ここでは、本訴訟との関係で、以下の諸点を指摘するに止めておきたい。

第一に、自然の権利訴訟では、アマミノクロウサギのような動物が、共同原告表示されたり、人間原告の冠名として「こと表示」されるが、いずれの場合も、その動物は、特定の動物個体ではなく、地域個体群としての動物種である。この点で、特定の動物個体が原告表示されるアニマル・ライト的な訴訟と区別される。

第二に、自然の権利訴訟は、究極的には、自然生態系の保護を目的としている。特定の動物種が共同原告・こと表示されていても、自然生態系の指標種であるにすぎず、その動物種を構成要素とする自然生態系そのものの保護がめざされている。いわば当該動物種は自然生態系のシンボルで

-
- 71 以上のはかにも、自然物だけを原告表示し、人間はその代理人として表示するやり方、たとえば、「原告 アマミノクロウサギ 右訴訟代理人 X」と表記する形式も考えられるが、米国でも、そのような形式による自然の権利訴訟の実例は一少なくとも筆者の知る限り—ないようである。
- 72 自然の権利144頁以下。動物原告表示部分がそのまま生き残った場合、裁判所は、これを適法な原告表示として扱ったと解釈してよいかは問題である。裁判所は、動物原告表示部分を却下ないし削除しなかったのだから、適法な原告表示として扱ったとも解釈できるし、あるいは、動物原告表示部分は適法性について判断するまでもなく、無意味な余事記載として扱ったとも解釈できよう。しかし、無意味な余事記載だとすると、裁判所は、訴状における動物原告表示部分は不間に付するとしても、わざわざ判決書において動物原告名を判決の名宛人として表示したりしないとも考えられる。結局、裁判所は、訴状において動物原告表示がなされた場合、当該訴訟が自然の権利訴訟である趣旨に理解を示すために、判決書においても動物原告名を表示するが、判決の効力その他の訴訟法的に意味ある事項は、人間原告だけを当事者として扱うのであろう。もっとも、判決書において動物原告表示がなされていても、事件の同一性を示すために事件名として表示したという解釈もできるであろう。
- 73 前掲「自然の権利」146頁と同頁の脚注(41)、参照。そこに、Arlington Heights v. Metropolitan Housing Development Corp., 429 U.S.252, Watt v. Energy Action Educational Foundation, 454 U.S.151, の二つの最高裁判例が引用されている。
- 74 実際、本訴訟では、原告適格の審理だけで6年もの年月を費やしたが、原告適格理論とその審理が厳格すぎることによる。カビの生えた行政法理論の変革が必要である。
- 75 本訴訟では、アマミノクロウサギなど奄美大島の天然記念物—ひいては奄美大島の自然生態系—の保護のありかたが問われたが、このような文化的遺産は、その地方の文化・歴史・社会・伝統・慣習・風俗などにも深く関係するので、そのものだけを切り離して点的にとらえるのではなく、面的にも文化的環境の一環として理解される必要がある。文化的環境の権利性を論じたものとして、椎名慎太郎「文化的環境の保護—その意義と国民の権利」山梨学院大学法学論集11(1987)50頁以下、原田尚彦「文化財保護と国民の権利—伊場遺跡判決と関連して」判例タイムズ385号54頁以下、参照。文化財をめぐる訴訟一般につき、宮崎良夫「行政訴訟の法理論『第四章 文化財保護と訴訟』」三省堂155頁以下、参照。

あり、そのような観点から、希少種・貴重種・固有種などが共同原告・こと表示されることが多い。

最後に、本訴訟において、動物原告表示部分が訴状却下されなかつたと仮定した場合、その原告適格いかんが直接問題となる。この点は、「オオヒシクイ自然の権利訴訟」において争点となり、次のように判示されたのが参考になる(水戸地方裁判所平成7年(行ウ)第16号損害賠償請求事件判決。以下、「オオヒシクイ」判決という)。

「本件訴えは、日本に冬季渡来する最も大型の雁であるオオヒシクイのうち、本件訴状記載の『原告肩書地』に生息する個体群が原告であると主張して提起されたものであり、右『原告』が自然物たる鳥であることは明らかである。しかるに、本件訴状には、右『オオヒシクイ個体群』が当事者能力、訴訟能力、当事者適格を備えている旨の記載があり、まず、当事者能力については、要旨『自然物一般につきその存在の尊厳から、一種の権利(自然物の生存の権利)が派生する、その自然物の生存を図ろうとする自然人等が存在せず、あるいは現行法上当事者適格を認められるものが存在しない場合には、当該自然物自体が訴訟に直接参加することが当該自然物の生存のための究極、最善、不可欠の手段であることから、右権利の実定法的効果として自然物の当事者能力が認められる』と主張されている。

しかしながら、民事訴訟法45条は『当事者能力・・・ハ本法ニ別段ノ定アル場合を除クノ外民法其ノ他ノ法令ニ従フ』と定めるところ、同法及び民法その他の法令上、右に主張される自然物に当事者能力を肯定することのできる根拠は、これを見出すことができない。事物の事理からいっても訴訟関係の主体となることのできる当事者能力は人間社会を前提にした概念とみるほかなく、自然物が単独で訴訟を追行することは不可能であることは明らかであり、自然物の保

護は、人が、その状況を認識し、代弁してはじめて訴訟の場に持ち出すことができるのであって、自然物の存在の尊厳から、これに対する人の倫理的義務を想立しても、それによって自然物に法的権利があるとみることはできない。

よって、本件訴えは、その余の点について判断するまでもなく、当事者能力を有しないものを原告とする不適法なものであり、これを補正することができないことは明らかである。」

本判決とオオヒシクイ判決を比較すると、動物原告表示部分の処理の仕方が異なる。

オオヒシクイ判決では、訴状記載の原告が「自然物たる鳥」であることは明らかだとされたが、本判決は、Xらから提出された訴状補充書による釈明—アマミノクロウサギらの動物そのものが原告だとする—にもかかわらず、動物原告は「特定の個人又は法人」が動物名を冒用したものとして譲らなかった。それゆえ、オオヒシクイ判決では、「本件訴えは、当事者能力を有しないものを原告とする不適法なものであり、これを補正することはできない」としたのに対し、本判決は、動物原告表示部分の補正を命じたうえ、これに応じないことを理由に動物原告表示部分を訴状却下した。注目すべきは、オオヒシクイ判決において、原告とされた「オオヒシクイ個体群」の当事者能力の欠如を理由に、訴え却下の訴訟判決を言い渡された点である⁷⁶。この点も、本判決が氏名冒用を理由に補正を命じて、動物原告表示部分を訴状却下したのと異なる。

とりわけ、オオヒシクイ判決において、「民事訴訟法45条は『当事者能力・・・ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外民法其ノ他ノ法令ニ従フ』と定めるところ、同法及び民法その他の法令上、右に主張される自然物に当事者能力を肯定することのできる根拠は、これを見出すことができない」と判示された点は、注目に値しよう。同判決によ

T. Sekine, Can Amami's Black Rabbit Stand in the Court?

ると、自然物の権利主体性—訴訟法的には自然物の当事者能力—の問題は、成文法規の解釈問題に帰着するかのごとくである。逆にいうと、自然物の権利主体性いかんは立法論的な選択の問題であることが示唆されたともいえよう⁷⁶。

さらに、同判決が「自然物の保護は、人が、その状況を認識し、代弁してはじめて訴訟の場に持ち出すことができる」と判示した点は、前後の文脈による制約はあるにせよ、自然の権利の考え方たに一定の理解を示したとも善解できよう。のみならず、「自然物の存在の尊厳から、これに対する人の倫理的義務を想立しても、それによって自然物に法的権利があるとみることはできない」というくだりも、自然物の権利主体性の承認には法的根拠が必要で、「自然物の存在の尊厳」や「人の倫理的義務」といった一般的・抽象的な理念からは導きえないとするもので、自然の権利主体性の確立には成文法上の裏づけが必要という立場をしたものといえよう。

いずれにしても、オオヒシクイ訴訟は、本訴

訴に触発されて提訴された自然の権利訴訟の第2号であったが、本判決のように、動物原告を人間原告と解し補正を命じて動物原告表示部分を訴状却下したりせずに、動物原告を文字どおり動物をもって原告と解したうえで、条文解釈上、当事者能力の欠如を理由に却下判決を言い渡したので、時期的には本判決よりも早く最終結果がだされた⁷⁸。

今後、自然物を共同原告表示した自然の権利訴訟—上記の第一のパターンのもの—が提起された場合、いずれのやり方で処理されるかは推測の域をでないが、オオヒシクイ判決の例にしたがう方が多いのではないかと思われる。

第6 本判決が問い合わせたもの—結びにかえて

1 自然の権利とは何だったのか

上記のように、本判決の争点は、林地開発許可処分の取消・無効を求めうる原告適格者の範囲で

76 消極的な評価ではあるが、判決は「オオヒシクイ個体群」も当事者能力の欠如を理由に却下判決を受けうることを認めたともいえよう。実際、オオヒシクイ判決の当事者—判決の名宛人—の表示は、「当事者 別紙当事者目録のとおり」と記載され、別紙当事者目録には次のような原告表示があった。

「当事者目録」

茨城県稲敷郡江戸崎長、桜川村、新利根村
稲波、引船・羽賀、稲波および引船・羽賀に隣接する
小野川、旧小野川、霞ヶ浦湖心水域(西浦)
原 告 オオヒシクイ(住所地に越冬する地域個体群)」

77 ストーンは、法制史上、人間以外のもの—たとえば、団体や船舶など—にも法人格が拡大されてきた事実を指摘し、今や、自然物の権利主体性は単純な一つまり、法的な可能性といった難しい議論を要しない—「選択」の問題にすぎないといい、実際的な有用性があるかぎり自然物の権利主体性を承認してなんの問題もないと説いた。このような立場は法機能主義的でもある。

78 オオヒシクイ判決は控訴されたが控訴却下の判決がなされた。東京高裁平成8年4月23日判決(平成8年(行コ)第22号損害賠償請求控訴事件)は、次のように判示して控訴を却下した。

「二 およそ訴訟の当事者となり得る者は、法律上、権利義務の主体となりうる者でなければならず、このことは民法、民事訴訟法等の規定に照らして明らかなるところであり、したがって人に非らざる自然物を当事者能力を有する者と解することは到底できない。住民訴訟の当事者となり得る者についてもこれと異なる解釈をする余地は全くない。当事者能力の概念は、時代や国により相違があるので当然であるが、わが国の現行法のもとにおいては、右のように解せざるをえない。」

そうすると本件控訴も、当事者能力を有しない自然物であるオオヒシクイの名において控訴代理人らが提起した不適法なものであり、これを補正することができないことは明らかであるから、却下を免れない。」(下線部は筆者による強調)

このように、控訴審も、当該訴訟の原告を「オオヒシクイ個体群」と解した上で、その原告適格の欠如を理由に控訴却下した。ただし、訴訟費用の負担については、「三 なお、原判決は訴訟費用に関する裁判をしていないので、民訴法195条3項後段、99条をいぜれも準用ないし適用し、主文のとおり判決する。」と判示し、主文において、「原審及び当審における訴訟費用は、控訴代理人らの負担とする。」(下線部は筆者による強調)とされ、原判決(オオヒシクイ判決)とは異なる判断を示している。原判決は、文字通り「オオヒシクイ個体群」が原告と解したので、「訴訟費用に関する裁判」を失念したのではなく、訴訟費用の負担を命じても払えないことは自明なので、ことさら負担を命じなかったのであろう。一方、控訴審は、「オオヒシクイ個体群」の訴訟代理人を無権代理人と見立て、控訴代理人に訴訟費用の負担を命じたのであろう。そうすると、あえて言葉の揚げ足とりをすると、「オオヒシクイ個体群」は無権代理における本人的な地位を認められたともいえそうである。

あり、その範囲確定のために、森林法10条の2第2項1号、1号の2、3号の保護法益はなにか検討された。

自然の権利についても、訴訟を通じて主張内容は変遷し、当初の崇高な大上段の議論から除々に、同号の保護法益の枠内での議論に収斂していった。最終的には、個別的関係性の理論がXらの原告適格を基礎づけるべく主張され、ここに力点がおかれた。自然の権利の主張も、自然それ自身の権利というよりも、これを人間の側からみて自然享有権として再構成された。この自然享有権の主体は、自然を思い、訪れ、自然に遊び、学ぶなどして、自然をよく知り、その保護に関心をもつ個人や団体とされる一方、この自然享有権は同条項—具体的には同条項3号—によって保護された個別の利益であり、原告適格を基礎づける法的根拠として主張された。

つまり、自然の権利と自然享有権は一枚のコインの表と裏の関係にあり、権利主体性についても、自然の側からみれば自然の権利、人間の側からみれば自然享有権とされ、自然の権利は、人間の権利である自然享有権へと発展させられたと共に、自然享有権は、自然の権利との関係性が意識されつつ、同条項による保護利益と主張されたのであった。以上のような自然の権利、自然享有権の主張にたいする裁判所の理解を示したのが、上述した本判決の次の部分であったと思われる。

「Xらは、自然及び自然物そのものの法的価値（自然の権利）を承認し、人間の自然に対する保護義務を定め、市民や環境NGOに自然の価値の代弁者として、自然の価値を侵害する人間の行為（権利侵害行為）に対する法的な防衛活動を行う地位を有するという趣旨で『自然の権利』の概念を主張し、市民や環境NGOは、国民が豊かな自然環境を享受する権利としての『自然享有権』を根拠に、『自然の権利』を代位行使し原

告適格を有すると主張する。」

このような主張整理にともづき、自然享有権・自然の権利について、前記のように、次のように判示された。まず、自然享有権について、一定の理解を示しつつも、「原告らの主張する『自然享有権』に具体的な権利性を認め得るか否かについては、自然破壊行為に対する差止請求、行政処分に対する原告適格、行政手続への参加の権利等の根拠となるような『自然享有権』の具体的な範囲や内容を実体法上明らかにする規定は環境の保全に関する国際法及び国内諸法規を見ても未整備な段階であって、いまだ政策目標ないし抽象的権利という段階にとどまっていると解ざざるを得ない」として、その具体的権利性を否定した。この判示部分はいささか勇み足であった—あるいは傍論に走りすぎた—のかもしれない。

というのも、Xらの自然享有権主張の重点は、上記のように、森林法10条の2第2項3号は個別の利益を保護法益とし、自然享有権もその射程内の利益にふくまれるという点にあったからである。つまり、同号の保護法益との関係において、自然享有権の個別の利益性が主張されたのであって、この関係を離れて一般的に、「自然破壊行為に対する差止請求、行政処分に対する原告適格、行政手続への参加の権利等の根拠となるような『自然享有権』」の主張に心血が注かれたのではない。平たくいえば、自然享有権主張の核心は、その一般的な具体的権利性の確立にあったのではなく、自然享有権が同号の射程内の個別の利益であるという点にあったのである。そうすると、同号との関係を捨象して、自然享有権の一般的な具体的権利性について判示したのは、的はずれであったと言えるかもしれない。

自然の権利についても、上記のように、「自然に影響を与える行政処分に対して、当該行政処分の根拠法規の如何に問わらず、『自然享有権』

を根拠として『自然の権利』を代弁する市民や環境NGOが当然に原告適格を有するという解釈をとることは、行政事件訴訟法で認められていない客観訴訟を肯定したものと実質的に同じ結果となるのであって、現行法制と適合せず、相当でないと解される」と判示されたが、この部分も傍論にすぎるとある。

たしかに、一般論としては、「『自然享有権』を根拠として『自然の権利』を代弁する」という点は、Xらの主張の正しい理解を示している。が、「当該行政処分の根拠法規の如何に関わらず」といい、「市民や環境NGOが当然に原告適格を有する」とした点は(下線部は強調したもの)、Xらの主張からのズレを感じざるをえない。なぜなら、Xらは、林地開発許可処分の根拠法規である森林法10条の2第2項の解釈との関係において、自然の権利・自然享有権の主張を展開すると共に、個別的関係性の理論により、当該の自然と一定の関係にある者のみが原告適格を有すると主張していたからである。

2 近代市民法への疑問符

本判決は、「動植物ないし森林等の自然そのものは、それが如何に我々人類にとって希少価値を有する貴重な存在であっても、それ自体、権利の客体となることはあっても権利の主体となることはない」という、権利の主体=人間、権利の客体=自然という近代市民法の二分論にふれ、近代的所有権概念について、「個別の動産、不動産に対する近代所有権が、それらの総体としての自然そのものまでを支配し得るといえるのかどうか、あるいは、自然が人間のために存在するとの考え方をこのまま押し進めてよいのかどうかについては、深刻な環境破壊が進行している現今において、国民の英知を集めて改めて検討すべき重要な課題」と判示している。

判決の末尾において、自然の権利論についても一定の理解が示され、「Xらの提起した『自然の権利』(人間もその一部である『自然』の内在的価値は実定法上承認されている。それゆえ、自然は、自身の固有の価値を侵害する人間の行動に対し、その法的監査を請求する資格がある。これを実効あらしめるため、自然の保護に真摯であり、自然をよく知り、自然に対し幅広く深い感性を有する環境NGO等の自然保護団体や個人が、自然の名において防衛権を代位行使し得る。)という観念は、人(自然人)及び法人の個人的利益の救済を念頭に置いた従来の現行法の枠組のままで今後もよいのかどうかという極めて困難で、かつ、避けては通れない問題を我々に提起」したものと評価された。

以上の判示部分は傍論にすぎないが、本判決の締め括りの部分でもあり、単なるリップ・サービスとしては片づけられない、重要な問題提起をしていると思われる。

まず、権利の主体=人間、権利の客体=自然という、近代市民法の二分論を紹介した後、「動植物ないし森林等の自然そのものは、それが如何に我々人類にとって希少価値を有する貴重な存在であっても、それ自体、権利の客体となることはあっても権利の主体となることはない」という、近代市民法体系の当然の大前提がやや懐疑的に紹介されている。

ついで、疑問の矛先は、近代的所有権概念にむけられ、「個別の動産、不動産に対する近代所有権が、それらの総体としての自然そのものまでを支配し得るといえるのかどうか、あるいは、自然が人間のために存在するとの考え方をこのまま押し進めてよいのかどうかについては、深刻な環境破壊が進行している現今において、国民の英知を集めて改めて検討すべき重要な課題」とされた。

自然の権利についても、「Xらの提起した『自然の権利』という観念は、人(自然人)及び法人の個人的利益の救済を念頭に置いた従来の現行法の枠

組のままで今後もよいのかどうかという極めて困難で、かつ、避けては通れない問題を我々に提起」したものだとして、一定の肯定的な評価がなされた。これは、同時に、近代市民法体系に掣肘された現行法の枠組にたいし、裁判所が疑問を投げかけた部分でもある。

3 残された課題

今後の課題はいかに裁判所から送られたエールにこたえていくかである⁷⁹。

近代的所有権概念は、人間中心主義的であり、かつ、経済利益中心である。それが、所有権絶対の思想、開発自由の原則などと結びついて、自然破壊をもたらしている。このような所有権概念は20世紀までのものとして、すでに歴史的な使命を終えたのではなかろうか。今後は、人間も自然生態系の一部であり、他の動植物などの自然構成員にたいし義務を負う—これは生態学や環境倫理からの教えでもある—ということから出発したとえば山の所有者は、山として所有する自由しかなく、そのベストな経済的利用までは保障されていない—したがって、開発にたいする規制も内在的制約として補償もいらない—という、生態的所有権概念へのパラダイム・シフトが必要だと思われる。

自然破壊にたいしても、今後の課題は、本訴訟における「自然の権利」の主張内容を実定法化していくこと、すなわち、自然に内在的な価値があり、自然を侵害する人間の行動にたいし、自然自身が法的救済をもとめる資格をもつことを承認し、これを実効的に保障するために、自然との深い絆—本訴訟で主張された個別的関係性—をもち、自然をよく知り、自然の保護に真摯である個人や団体

にたいし、自然のために訴訟追行する権能を付与する法制度を創設していくことである。実際、米国における市民訴訟条項はそのような法制度であり、自然保護のために多くの成果をあげている。

日本においても、市民訴訟条項のような法制度が導入されたとき、本訴訟のような自然の権利訴訟はその役目を終えたものとして、市民訴訟条項のなかに発展的に解消していくであろう。およそ理解不能な公共事業による自然破壊がいまだにオンパレードな今、市民訴訟条項の立法化は急務であるが、道のりは遙か遠く険しい。その意味で本判決はわれわれに多くの課題を残したともいえる。

謝辞

本稿の校正には、私のゼミの卒業生で、現在、関西学院大学法科大学院在学中の金崎正行君と本学教務補佐の方々に大変お世話になった。感謝申し上げたい。

79 もちろん本判決自体の問題点も指摘できる。とりわけ、旧態依然たる従来の法律上の利益説を墨守した原告適格論から脱却できず、林地開発許可処分を争いうる原告適格者の範囲をせまく解釈したことは、批判されなくてはならない。詳しくは、関根孝道「だれが法廷に立てるのか—環境原告適格の比較法的な一考察」関西学院大学総合政策研究12号(2002)、参照。